

平成27年（2015年）3月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成27年3月3日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年3月3日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑正量	16番	平野倅規

（うち早退議員）

13番 東 清剛

不 応 招 議 員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	玉津 裕一	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地 俊文
水道課長	久保建作	海山総合支所長	上村 康二
教育委員長	森本 鑛平	教 育 長	安部 正美
学校教育課長	玉津 武幸	生涯学習課長	宮原 俊也
監 査 委 員	松 永 剛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野 隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本 真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

1番 大西瑞香                      2番 原 隆伸

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**東清剛議長**

皆さま、おはようございます。

開会に先立ち、少し時間をいただきたいと思います。

本年2月6日に開催されました全国町村議会議長会第66回定期総会において、町村議会議員として、27年以上の在職者、平野倅規議員と、15年以上の在職者、平野隆久議員に対する表彰が行われました。本日、ここに表彰状の伝達式を行いたいと思いますので、ご両名の方、前のほうにお願いいたします。

表彰状 三重県紀北町 平野倅規殿 貴方は町村議会議員として長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされました功績は、誠に顕著であります。よってここにこれを表彰致します。平成27年2月6日 全国町村議会議長会会長 蓬清二(代読)

( 拍 手 )

**東清剛議長**

表彰状 三重県紀北町 平野隆久殿 貴方は町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたこと、その功績は、誠に顕著であります。よってここにこれを表彰致します。平成27年2月6日 全国町村議会議長会会長 蓬清二(代読)

おめでとうございます。

( 拍 手 )

**東清剛議長**

平野倅規議員、平野隆久議員、旧紀伊長島町、紀北町議員として、長年、町政に貢献されたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上で、表彰状の伝達式を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

それでは、会議を進めます。

**東清剛議長**

これより、平成27年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

3月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、1月、2月の町行事への参加及び議員活動、大変ご苦勞様でございました。本日から3月19日までの長期となりますが、健康には十分に留意されまして、慎重審議をお願いするところでございます。

また、町長以下執行部の皆様方には、新年度予算の編成につきましては、本日予定どおりに新年度予算を提案いただき、大変ご苦勞様でございました。今議会は、新年度予算、補正予算などに加えまして、町長の施政方針に及びます一般質問など、多岐にわたる事件を審議、質問を行う重要な定例会でもございます。議員、執行部の皆さま方の議事進行には格別のご協力をお願い申し上げまして、定例会開会の挨拶とさせていただきます。

### **東清剛議長**

次に、会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

谷事務局長。

### **谷吉希議会事務局長**

おはようございます。

それでは、会期日程を朗読させていただきます。

平成27年3月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、3月3日、火曜日、午前9時30分、本会議。開会、町政の一般説明、人事案件上程、質疑、討論、採決。一般議案上程。説明。一般質問の受付開始、午前8時30分からでございます。

第2日、3月4日、水曜日、9時30分、本会議。議案質疑、委員会付託、一般質問受付締切りが午後1時までとなっております。

第3日、3月5日、木曜日、休会。常任委員会予定日でございます。

第4日、3月6日、金曜日、休会。常任委員会予定日でございます。

第5日、3月7日、土曜日、休会。休日でございます。

第6日、3月8日、日曜日、休会、休日でございます。

第7日、3月9日、月曜日、休会。中学校卒業式となっております。

第8日、3月10日、火曜日、休会。常任委員会予備日でございます。

第9日、3月11日、水曜日、休会。常任委員会予備日となっております。

第10日、3月12日、木曜日、休会。常任委員会予備日となっております。

第11日、3月13日、金曜日、休会。

第12日、3月14日、土曜日、休会。休日でございます。

第13日、3月15日、日曜日、休会。休日でございます。

第14日、3月16日、月曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第15日、3月17日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第16日、3月18日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第17日、3月19日、木曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会となっております。

以上で、会期日程の朗読を終わります。

続きまして、議事日程の朗読を行います。

平成27年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年3月3日（火曜日）9時30分開議。

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 町政の一般説明
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第7 議案第1号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例
- 第8 議案第2号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例
- 第9 議案第3号 紀勢自動車道地域振興施設条例
- 第10 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による関係条例の整理に関する条例
- 第11 議案第5号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例
- 第12 議案第6号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第7号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第9号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第16 議案第10号 紀北町税条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第12号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第13号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第14号 紀北町保育所条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第15号 紀北町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第16号 紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第17号 紀北町保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 第24 議案第18号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第25 議案第19号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
- 第26 議案第20号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について
- 第27 議案第21号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 第28 議案第22号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について
- 第29 議案第23号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について
- 第30 議案第24号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定について
- 第31 議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設建設工事請負変更契約の締結について
- 第32 議案第26号 三浦及び矢口海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について
- 第33 議案第27号 紀北町道の路線変更について
- 第34 議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）
- 第35 議案第29号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第36 議案第30号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第37 議案第31号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第38 議案第32号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第39 議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算
- 第40 議案第34号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第41 議案第35号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算
- 第42 議案第36号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
- 第43 議案第37号 平成27年度紀北町水道事業会計予算

以上でございます。

**東清剛議長**

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第 1**

**東清剛議長**

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員は、

1 番 大西 瑞香君

2 番 原 隆伸君

のご両名を指名いたします。

---

**日程第 2**

**東清剛議長**

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 3 月 3 日から 3 月 19 日までの 17 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 3 月 3 日から 3 月 19 日までの 17 日間とすることに決定しました。

---

**日程第 3**

## 東清剛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る2月24日に議会運営委員会が開催され、3月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会に提案され、受理した案件は、諮問が1件、議案については、第1号から第37号までの合計37件となっております。

次に、3月定例会における一般質問通告書の受付は、本日、午前8時30分から午後5時までと、第2日、3月4日、水曜日、午前8時30分から午後1時までとなります。

質問の趣旨は具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は、受理しないこともありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成26年度普通会計の11月、12月、1月分と、平成26年度水道事業会計の11月、12月、1月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。

三重紀北消防組合議会は3月26日、木曜日、午前10時から開催します。紀北広域連合議会は、同日、午後1時30分からの開催でございます。

東紀州農業共済事務組合議会は、3月25日、水曜日、午後1時30分からの開催でございます。

荷坂やすらぎ苑組合議会は、3月30日、月曜日、午前10時からの開催の予定となっております。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、森本教育委員長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、定例会中の行事であります。3月9日、月曜日は中学校の卒業式となっております。そのほか、小学校、幼稚園の卒園式も含まれた学校教育関係の一覧表を、各議員の棚に配付させていただいておりますので、ご覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 日程第4

### 東清剛議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することいたします。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、4件の行政報告をさせていただきます。

報告は、まず、指定金融機関の見直しについてでございます。指定金融機関につきましては、株式会社第三銀行を指定しており、前回の見直し後、3年を経過することから見直しを実施いたしました。

見直しにあたりましては、紀北町の指定金融機関及び収納代理金融機関に選定している金融機関のうち、町内に支店を有している株式会社百五銀行、株式会社第三銀行、紀北信用金庫、伊勢農業協同組合に対しまして、紀北町が希望する条件を提示し、指定金融機関への希望の有無とその条件について調査を行いました。

その結果、紀北町が提示する条件どおりで指定を希望されました、株式会社第三銀行を引き続き指定金融機関とすることとなりましたので、ご報告を申し上げます。

次に、いこかバスの新型車両導入についてでございます。本年度予算にて購入いたしました、いこかバスの新型車両につきましては、現在、三重交通株式会社にて運行業務に必要な機器の設置作業を行っておりまして、整備が終了次第、運行ルートの試走を行い、4月から新型車両にて運行を開始したいと考えております。

なお、新型車両の導入に伴いまして、警察及び三重交通株式会社と運行ルートの確認を行った結果、海野線について、東長島地内の運行ルートの一部変更、延長することといたしました。

次に、公金支出差止等請求住民控訴事件終結についてでございます。平成24年4月9日に、町民から紀北町立紀北中学校の改築工事中止を求める住民監査請求が提出されました。監査

委員は、平成24年6月15日に、この請求を棄却いたしました。その結果を不服とし、平成24年7月13日、町民は紀北町長を相手取り、9億5,000万円の支払いを主位的請求とし、改築工事にかかる各支出命令と、それに基づく支払いの違法確認を予備的請求とする住民訴訟を、津地方裁判所に提起いたしました。

その後、津地方裁判所において、7回の口頭弁論が行われ、平成26年4月10日に判決が言い渡されました。判決の主文は、1. 原告の主位的請求を棄却する。2. 原告の予備的請求に係る訴えを却下する。3. 訴訟費用は原告の負担とするというものでございました。

原告は、この一審判決を不服といたしまして、平成26年4月25日、名古屋高等裁判所に原判決の取り消しと、一審と同様の請求を内容として控訴を行いました。その後、名古屋高等裁判所で2回の口頭弁論が行われまして、平成26年11月27日に控訴審の判決が言い渡されました。

判決の主文は、1. 原告の主位的請求を棄却する。2. 原告の予備的請求に係る訴えを却下する。3. 訴訟費用は原告の負担とするという、原判決と同じ内容のものでございました。

その後、平成26年12月15日、最高裁判所への上告期間が満了いたしました。判決が確定されました。これを受けて町では、平成27年1月27日に、津地方裁判所に対しまして控訴費用額確定処分の申立を行いました。平成27年2月10日、額が確定し、同裁判所から相手方に対しまして、7万3,932円の支払いが命じられました。この判決により、平成27年2月27日に、相手側から楠井法律事務所を通して、訴訟費用額確定額の送金がございました。これに伴い紀北町立紀北中学校改築事業にかかる一連の訴訟は終結をいたしました。

次に、副町長の人事についてであります。先般、三重県から人事異動に伴う副町長の帰還要請がございまして、下田副町長から本年3月31日をもって辞職したい旨の申し出がございました。下田副町長におかれましては、町が抱えるさまざまな課題一つひとつに取り組んでいただいております。現在も総合計画、後期基本計画を中心とした施策展開のリーダーといたしまして、国や県への働きかけを含め着実に歩みを進めていただいております。私といたしましても、副町長のような優秀な人材を手放さなければならないことは誠に残念ではございますが、約2年前に三重県にご無理を申し上げ、紀北町の副町長に就任していただいたこともありまして、やむを得ないことと考えております。

つきましては、現在、後任の副町長を引き続き三重県から派遣していただきたいと要望しているところでございます。三重県の人事異動の決定が今しばらくかかることから、今定例会の最終日に選任同意の議案を提出させていただきたいと考えておりますので、全会一致で

ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

以上、ご報告させていただきます。3月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

以上です。

#### **東清剛議長**

以上で、行政報告を終わります。

---

### **日程第5**

#### **東清剛議長**

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それでは、平成27年度当初予算案及び諸議案を提案し、ご審議いただくにあたりまして、町政運営にあたっての基本的な考え方と、主要事業の概要を申し述べさせていただきます。

私は、町長就任以来、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本方針のもと、現場を重視し、住民の皆様との協働によるまちづくりに取り組んでまいりました。今後も引き続き、紀北町の抱える課題を着実に解決し、まちづくりを進めていく所存でございますので、議員の皆様並びに町民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

少子高齢化による日本の総人口減少が懸念される中、昨年5月に有識者でつくる日本創成会議の人口減少問題検討分科会が、「ストップ少子化・地方元気戦略」という提言を発表いたしました。その中には、「地方からの人口流出がそのまま続くと、人口の再生産力を示す20から39歳の若年女性人口が、2040年までに50%以上減少する市町村が全体の49.8%にあたる896市町村にのぼると推計され、これらの市町村では、いくら出生率が上がりましても将来的には消滅するおそれが高い。」という衝撃的な内容が含まれていたのは記憶に新しいところでございます。

一方、内閣府が昨年8月に発表した「農山漁村に関する世論調査」では、「都市地域」または「どちらかというとも都市地域」に住んでいる人の約3割が農山漁村地域に定住して

みたいという願望があり、その割合は9年前の前回調査に比べて約1割増加しております。こうした状況の中、国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応して地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、魅力あふれる地方を創生して将来にわたり活力ある日本社会を維持していくことを目的に、昨年12月27日、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定いたしました。

今後、地方公共団体においても、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案しつつ、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、自主的・主体的に活力ある地域社会の形成に取り組んでいくことが求められております。

また、社会保障と税の一体改革に関しては、昨年4月に8%に引き上げられました消費税の10%への増税が平成29年4月まで18ヵ月先送りされることとなりました。一方で、その増税分を財源とする社会保障制度の改革につきましては、可能な限り予定どおり実施していくこととされております。

待機児童の解消や保育士の処遇改善等を実現する子ども・子育て支援新制度の施行は、平成27年4月から実施されますが、年金生活者支援給付金の給付や、老齢基礎年金受給資格期間の短縮等は、平成29年4月から実施される予定でございます。

また、国民健康保険の財政運営責任等を都道府県に移行し、制度を安定化させる改革は、平成30年度からの実施が予定されているところでございます。

今後、中長期的に受益と負担の均衡を図り、持続可能な社会保障制度の確立をめざした様々な改革が実施されますので、これらに的確に対応していくことが求められます。

地震津波対策ばかりでなく、昨年8月に発生した広島市の土砂災害等を教訓に、昨今の局所的豪雨の発生状況を踏まえた上で、国土強靱化推進の観点も含めて、防災気象情報や避難勧告等の防災情報の伝達、避難勧告を受けた際の適時適切な行動の整理や避難計画の策定と訓練の実施、発災後の迅速な復旧策等について、中央防災会議「防災対策実行会議」のワーキンググループで総合的な対応策の検討が行われているところでございます。

また、併せて、老朽化する道路や橋梁等の点検、補修等ハード対策も喫緊の課題となっており、これらに対応できる人材の育成・確保が重要となってきております。

さて、平成27年は、合併により紀北町が誕生して10年となる大きな節目の年となります。昨年3月、紀勢自動車道の紀伊長島IC・海山IC間が開通し、両区の間時間・距離が短縮されて町の一体感がさらに高まる中、来年3月末をもって地域自治区を廃止すること

が決定し、紀北町の新たな歴史を刻む一歩となる重要な年であると考えております。

こうした中、紀北町第1次総合計画・後期基本計画も、次の10年に向けた仕上げの段階に入っていきます。町の将来像である「自然の鼓動を聞き みなが集い、にぎわう やすらぎのあるまち」の実現に向けまして、「安全・安心」、「にぎわい」、「人・地域の元気」をテーマとする3つの重点プロジェクトを中心に、精力的に取り組んでまいります。

以上のことを踏まえまして、平成27年度は、これから申し上げる基本的な考え方に沿って、3つの重点プロジェクトの仕上げに取り組んでまいります。

まず、犠牲者「0」をめざす、減災のまちプロジェクトでございますが、地震防災対策につきましましては、これまで第1ステージとして、「より早く、より高く」を合言葉に、各自主防災会からの要望を踏まえ、避難路整備等、高台への避難に必要となる環境の整備に取り組んでまいりました。引き続き、避難路等の整備や自主防災会に対する支援を行うとともに、県の新たな地震津波被害想定に基づきまして、津波浸水域を示した防災マップを作成いたします。

また、第2ステージとして、中州地区に津波避難タワーを建設するとともに、相賀本地地区の津波避難ビルとなる公共施設の整備に着手するほか、三重紀北消防組合と連携し海山消防署の移転計画を具体化してまいります。

さらに、今月末に完成する紀勢自動車道地域振興施設内に防災拠点機能を確保してまいります。

台風や豪雨等による自然災害への対策につきましましては、雨水排水対策にかかる調査を実施するほか、排水機場の長寿命化や海岸保全施設の整備、道路・河川の整備や橋梁の耐震化等のハード対策を進めていきます。

これらの対策と併せて、防災教育や防災意識を高める啓発活動等、防災・減災に資するソフト対策に引き続き取り組んでまいります。

次に、交流人口「200万人」をめざすにぎわいのまちプロジェクトでございますが、今年度整備を進めていた紀勢自動車道地域振興施設、愛称といたします始神テラスがいよいよオープンいたします。この施設は、紀勢自動車道の通行者に本町の魅力ある物産や食の販売等を行うだけでなく、休日には観光案内人を配置し、熊野古道や銚子川など歴史・自然の魅力や地域のイベント等の情報を発信することにより、まちなか各地への誘導につなげるための中核施設としていきたいと考えております。

産業振興策につきましましては、新規就農者や小規模事業者への支援に引き続き取り組むと

ともに、生産基盤の整備を進める一方で、新たに意欲ある事業者の特産品開発等に対する支援を行うなど、持続可能な産業の振興、基盤の安定を図っていきたくと考えております。

また、観光振興対策といたしまして、熊野古道や銚子川等、本町が誇る深い歴史・文化や豊かな自然、あるいは豊かな食や物産を生かした集客交流をさらに進めてまいります。とりわけ、合併10周年を記念した観光キャンペーンの実施等、町内外の様々な機関・団体等と協力のうえ、様々なイベントと連携を図ることによりまして、地域の活性化につなげていきたくと考えております。

さらに、スポーツ交流につきましても、引き続き、合宿の誘致活動に取り組むとともに、新たに町長杯の大会を新設をいたしまして、平成33年の国民体育大会開催に向け、スポーツによる地域の元気づくりへの機運を高めてまいります。

最後に、健康寿命「5歳」延長をめざす生涯元気のまちづくりですが、まず、町民の皆様が自ら健康の保持や体力の維持をしっかりと意識づけるよう、健康づくり活動を充実させてまいります。食事の余分なカロリーを少し減らすとともに、普段より運動時間を少し長く確保しようと「ちょい減らし プラス10（テン）」を合言葉に取り組んでいきたくと考えております。

併せて、健康づくりを進めるための拠点といたしまして、相賀本地地区に屋内温水プール備えた健康増進施設の整備に取り組んでまいります。

また、医療費の無料化や子育て世代への情報提供を行うポータルサイトの稼働による子育て支援の充実、障害者福祉サービスの介護・訓練等給付をはじめとする障害者への支援、高齢者への健康づくり、生きがいに資する施策や地域での見守り活動を推進し、安心して暮らせる地域福祉体制の確立をめざしてまいります。

さらに、がん検診の無料化や予防接種への助成を継続するとともに、健診機会の充実や健康相談の実施等によりまして、病気の予防や早期発見・早期治療につながる保健事業を進めてまいります。

このような中、厳しくなっていく財政状況や様々な社会情勢の変化をしっかりと認識した上で、将来にわたりまして財政の健全性を維持することを念頭に置きながら、積極的に町民の皆様のニーズに応じていくことを基本として、次のとおり予算編成を行いました。

平成27年度一般会計総額は、93億3,055万3,000円となり、前年度と比較し2億1,435万4,000円の減額で2.2%の減となりました。これは紀勢自動車道地域振興施設整備事業や紀北作業所増改修事業負担金等の大型事業の完了によるものでございますが、平成27年度は、

津波避難施設として、中州地区の津波避難タワー建設、相賀本地地区の社会体育施設の設計、海山消防署の移転整備のほか、子育て支援や予防接種事業の充実、町外との交流を視野に入れたスポーツ推進事業、住民に身近な生活環境の整備などを積極的に取り入れ、国・県補助金や合併特例債等の有利な起債、財政調整基金等からの繰入れにより対応してまいりたいと思っております。

それでは、先ほどの説明と少し重複するところもございますが、紀北町第1次総合計画の基本目標に基づきまして、主な施策の概要について申し上げます。

基本目標の「自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり」については、最重要課題の1つといたしまして、引き続き町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

南海トラフ巨大地震対策では、これまで東日本大震災以降、自助、共助、公助の連携のもと「より早く、より高く」を合言葉に、第1ステージといたしまして各自主防災会からの緊急の要望を中心に出来るものから積極的に事業を実施してまいりました。

今後も、自主防災会からの要望につきましては、適宜適切に対応することといたしており、引き続き、津波避難路の整備、津波避難誘導灯の設置、防災倉庫の設置、海拔表示などを進めてまいります。

これら第1ステージに位置付ける事業の実施に加えまして、さらに第2ステージに位置付ける、津波避難ビル等の整備や消防署の移転事業の取り組みを進めて行くこととしておりまして、平成27年度には、中州地区津波避難タワーの建設とともに、相賀本地地区津波避難施設や海山消防署の移転に向けた取り組みを推進してまいります。

また、共助の要となる自主防災会活動の定着と一層の活性化を図るために、地域の自主的な避難路整備等の取り組みに対する支援制度を継続するとともに、紀北町消防団との連携強化による地域防災力の強化などを図るため、消防団の装備充実など活動強化に努めてまいります。

そのほか、本町の防災アドバイザーである三重大学の川口淳准教授のご指導・ご提言のもと、防災意識の一層の高揚を図り、自主防災会等と連携のうえ地域の特性を踏まえた避難行動への取り組みや、様々な被害を想定した防災訓練に加えまして、防災講演会、研修会等の開催、児童・生徒へのタウンウォッチングなどを通じた防災教育の取り組みを推進してまいります。

さらに、防災拠点である紀勢自動車道地域振興施設との連携の確保などを図りつつ、非

常時用備蓄食料、水等の充実を図るとともに、三重県新地震津波被害想定をもとに、新たな津波浸水域を示した防災マップを作成し、津波からの的確な避難行動の確保を図るなど、町全体の防災力強化に努めてまいります。

次に、台風や大雨などの自然災害や火災、救急業務への対策でございますが、三重紀北消防組合や紀北町消防団の装備充実や連携強化を図るとともに、被害軽減のための早期避難や的確な情報伝達のための防災行政無線や行政放送番組の活用などに加えまして、水防対応の強化や雨水排水対策などへの取り組みを推進してまいります。

次に、環境保全対策では、3R、リデュース・リユース・リサイクルを推進し、環境への負荷を低減させ、排出抑制、循環処理等を促進する資源循環型社会の構築が必要とされております。

そのため、ゴミ減量の啓発活動といたしまして、施設の見学会、資源ごみステーションの設置、町広報等による周知を行うほか、ゴミ減量化の勉強会・講座等を実施し、さらなるごみの排出抑制やリサイクルの推進に努めてまいります。

生活排水対策では、合併処理浄化槽の普及・促進に努めまして、設置に対して引き続き支援を行い、汲み取りや単独浄化槽からの転換を進めてまいります。

また、環境保全のための水質調査、大気環境調査の実施、廃棄物の不法投棄防止のための看板設置や廃棄物の不法投棄防止、資源ごみステーションの監視等を目的とした環境パトロールの強化なども行います。

漁港海岸保全施設整備では、三浦漁港海岸におきまして、引き続き、堤防本体工事、古戸川水門工事の進捗を図り、矢口漁港海岸においても、引き続き用地の取得を最優先に進めていく予定で、事業の早期完成に努めてまいりたいと、そのように思っております。

鍛冶屋又官行造林地の深層崩壊地につきましては、国、県、町の3者協議により対策が進められ、国、県により現在4基の谷止工が設置されました。

今後、県による谷止工2基が設置される予定で、今後とも引き続き切れ目のない対策を進めていくこととなっております。

また、みえ森と緑の県民税を財源とした市町交付事業を活用いたしまして、自治会などが行う人家裏危険木伐採事業への補助や、新たに河川周辺森林立ち枯れ木整備事業による下流域への流れ木対策を行います。

港湾・海岸整備では、長島港の江ノ浦大橋耐震化工事及び中ノ島地区での護岸補強に向けた対策工事が引き続き実施されます。

引本港では、高浜海岸の浸食や船津川・銚子川の河口閉塞につきまして、関係機関に引き続き対応を求めています。

河川対策では、県河川事業として、引き続き内頭川の樋門改修が実施されます。

町管理河川の整備は、新たに、海山区において、普通河川大船川と普通河川鉾田賀川の改修を実施いたします。

土石流対策の施設整備では、海山区の矢口浦・寺ノ谷川と紀伊長島区の海野・楠木谷川、三浦・オカ谷の砂防事業が引き続き実施されます。

急傾斜地崩壊対策では、海山区の引本浦・法面補強、紀伊長島区の長島・法面補強及び松本・新町地区における法面对策工事が引き続き実施されます。また、新たに、海山区の島勝浦・階段工が実施されます。

県の道路事業におきましては、国道422号十須地区の道路拡幅工事、国道422号島原地区道路改良工事、矢口浦上里線及び長島港古里線が引き続き実施されます。

町の道路事業におきましては、住民生活に密着した道路の改良や舗装など、必要性や優先度を踏まえつつ整備を進めます。

海山区では、引き続き上里大湯5号線、相賀新町2号線の道路整備を行うとともに、新たに、相賀片町1号線、相賀朝日町2号線の道路整備及び汐見町18号線、相賀松原線、引本本町9号線、便ノ山1号線の舗装事業を行います。

紀伊長島区では、引き続き、井の島山本5号線、船付線、赤羽大内山線の道路整備を行うとともに、新たに、井の島山本1号線、前山2号線、山本5号線の道路整備を実施いたします。

さらに、橋梁長寿命化計画に基づきまして、新たに、海山区の権次郎橋と紀伊長島区の塩原橋の耐震化と長寿命化の修繕工事を実施いたします。

県の公園事業では、熊野灘臨海公園におきまして、長寿命化計画に基づく修繕工事が引き続き実施されます。

町営住宅では、老朽化が進む町営住宅の現状確認と修繕計画の策定のための、長寿命化計画の策定が完了し、今後この計画に基づきまして、町営住宅の適切な修繕工事の検討を行うとともに、老朽化した町営住宅4棟の取り壊しを実施いたします。

水道事業では、平成23年度に策定いたしました水道事業基本計画に基づきまして年次計画を立て管路の布設替えや施設の更新等に努めております。

平成27年度におきましても、漏水等で問題の多い箇所や施設の更新を実施して、安心・

安全な水道水の提供に努めるとともに、近い将来に発生が危惧されている大地震等の備えとして、水道管路等の耐震化に努めてまいります。

給水人口の減少による収益の減少等が進む中、水道料金支払いへの啓蒙活動を一層行い、また、コンビニ納付を導入し支払方法等を拡充するなど、堅実な事業収益の確保を図り、健全な事業運営に努めてまいります。

次に、「互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり」についてであります。

子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化をいたしまして、子育て世帯の孤立化や育児不安などの問題が生じている中、少子化対策として「安心して子どもを生み、健やかに育むまちづくり」の基本理念のもと、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを推進してまいります。

既設の保育所はもとより、地域における子育て支援として、子育て支援センターや、町内2箇所に設置されました放課後児童クラブなど、子育ての福祉サービスに対する支援を引き続き実施してまいります。

また、子育て世代にある方が、安心して子どもを生み育てる環境を整備するため、昨年より構築を進めていた紀北町独自の結婚、妊娠・出産、子育てに特化したポータルサイトを本年度から本格的に稼働することで、情報を一元管理し、現在から未来において、子育て世帯となる方々に情報提供を行ってまいります。

高齢者福祉施策では、高齢者の安全や見守り等に資する事業といたしまして、緊急通報装置の設置事業、配食サービス事業、救急医療情報キットの配布・更新等を継続し、安全対策を推進します。さらに、地域介護予防活動支援事業による健康保持への活動や、民生委員や地域包括支援センター等の協力による地域での見守り活動の推進を行うとともに、平成29年度から予定している新しい介護予防・日常生活支援総合事業に向けた体制整備に努めてまいります。

障がい者福祉施策では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの介護・訓練等給付事業等をはじめ、じん臓機能障害による人工透析などの通院に要する経済的負担を軽減するための助成金を増額いたします。また、紀北広域連合の障害者支援施設整備計画に基づきまして、昨年度の紀北作業所に引き続きまして、今年度は、ゆめ向井工場の増改修工事の実施設計に着手し、紀北管内の障害者就労及び生活介護の支援体制の充実に取り組んでまいります。

次に、町民の皆様の健康づくり事業につきましては、紀北町民ウォーキングの会を中心

といたしまして、さらなる会員登録を促すとともに、毎月第3日曜日をウォーキングの日と定め、ウォーキングの推進に努めております。今後も、健康運動指導士等の指導のもとで開催するとともに、参加された方々が、日頃からそれぞれの地域で明るく・楽しくウォーキングをしていただく習慣が定着するように引き続き努めてまいります。

また、紀北町オリジナル健康体操のきほく活活体操やウォーキング教室をはじめ、各健康教室に取り入れており、行政放送で放映するなど、様々な機会をとらえて周知・活用を図るとともに、生活習慣病などの予防のため、ちょい減らしプラス10（テン）を合言葉に日頃からの食生活及び運動習慣の大切さを啓発することで、より多くの住民が健康づくりに取り組んでもらえるよう働きかけます。

予防接種事業では、乳幼児の健康増進と子育て世帯支援の目的で、25年度から実施しているおたふくかぜ・ロタウイルスワクチン接種の一部助成を引き続き実施いたします。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、定期予防接種の一部公費負担に加え、任意予防接種の一部助成を継続することで、65歳以上の方が生涯に一度は助成が受けられるようにいたします。

各種がん検診事業では、昨年度に続きまして、肺がん和大腸がん検診の個人負担の無料化を実施いたします。

また、特定健康診査と各種がん検診、若者健診、骨密度測定等を同時に実施する総合健診日数を2日から4日に増やしまして、受診者の利便性を高めて、受診率の向上を図ることによりまして、がんなどの早期発見・早期治療に繋がる検診体制づくりに努めます。

また、働く世代への大腸がん検診推進事業や、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業につきましても、引き続き検診の重要性を啓発し、受診率の向上を図ります。

さらに、特定保健指導に加え、人工透析が必要となる、じん臓機能障害に移行しやすい糖尿病や高血圧症の方を特定健康診査の結果やレセプト等からリストアップし、重症化予防に向けた生活習慣の改善のため、個別保健指導・相談の充実を図り、病気の予防はもとより、病気の早期発見・早期治療による医療費の抑制に努めます。

国民健康保険事業では、高騰する医療費の適正化対策といたしまして、本年度から後発医薬品利用差額通知を行い、各家庭の医療費に対する経済的負担を低減するとともに、診療報酬明細書をより詳細に点検いたしまして、医療費の抑制に努めてまいります。

また、県内でも東紀州地域の自殺率が高いという現状をふまえ、自殺防止対策を引き続き実施いたします。

次に、「地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり」についてでございます。

農業振興施策では、農用地内を対象に県営中山間地域総合整備事業を中心とした事業の実施や、農業生産基盤として農業用水路や揚水機の改修を行うとともに、安定的な利水ができるよう施設の維持管理に努めます。

これらと併せて土地改良施設維持管理適正化事業・農地防災事業・一般土地改良事業等によりまして、農業施設の維持管理に努めるとともに、県営農村地域防災減災事業によりまして、昨年度に引き続き2排水機場について機能診断を実施する予定となっております。今後、この結果を基に検討を行い排水機場の長寿命化を図っていきます。

また、人・農地プラン事業により、新規就農者への支援をはじめ、国の制度による農地中間管理機構を活用した農地の借り手、貸し手に対する支援や日本型直接支払制度による農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援を行い、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

さらに伊勢農業協同組合紀北事業部を中心に、生産者、県、町で構成されました紀北営農連絡協議会におきまして、耕作放棄地の解消をはじめとした諸課題について、膝を交えた議論を行い生産者の方々の意見に耳を傾けた上で町農業施策への反映を行ってまいります。

有害鳥獣対策では、猟友会と連携を図り、農作物等に被害を与えているサル・イノシシ・シカ等の適切な駆除に努めるとともに、獣害防止用のために設置する電気柵等の資材費用の助成や国の制度を活用した大規模柵の設置について、鳥獣害防止総合対策事業を推進し被害の軽減を図り、営農意欲減退の抑止に努めます。

林業振興施策におきましては、みえ森と緑の県民税を財源とした市町交付金事業を活用し、引き続き地域住民などが行う集落周辺森林整備事業、学校などが行う森林環境教育事業への補助を行ってまいります。

また、今後の町有林の主伐計画につきましては、引き続き調査を行い、今後、策定する紀北町森林経営計画に反映してまいります。

さらには木質バイオマスの利用促進は、林業の活性化の大きな柱の1つであり、その促進を図るため、ストックヤード等の活動拠点となる山土場の整備を行ってまいります。

継続事業といたしましては、林道安全対策管理助成事業・造林事業などにより森林の適正な管理を促進して、持続的な生産を行う生産林整備と、森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業などを推進し、CO<sub>2</sub>の吸収による地球環境の保全や森林の有する多面的機能

を重視して、公益的機能の向上を図る環境林の整備に取り組んでまいります。

また、地域産材の利用拡大を目的に、地域産材を使用して住宅を建築された方に、紀北町木造住宅建築促進事業補助制度により助成をし、さらなる林業振興と地域経済の活性化に努めてまいります。

また、現在、作業を進めている、貸付山林の整理事務につきましても、引き続きその作業を進め、適切に処理をしてまいります。

水産業振興施策では、引き続き種苗の放流や藻場等の調査、漁業近代化利子補給、各漁協施設修繕等への支援、外国人漁業研修生受入対策、産地水産業強化支援事業での築磯の設置、漁業担い手対策、漁港の維持管理などを三重外湾漁業協同組合紀州支所、海野漁業協同組合と連携して行いまして、漁業生産基盤の整備及び水産資源の増殖に努めてまいります。

水産物供給基盤機能保全事業では、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化、縮減を図るため島勝漁港の機能保全計画を策定いたします。

また、水産多面的機能発揮対策事業では、漁業者等が行う水産の多面的機能を発揮するための活動に対し引き続き支援を行ってまいります。

さらには、水産業の活性化を図ることを目的に、設立されました紀北町長島地区産地協議会におきまして、これからの産地卸売市場の衛生化に取り組もうとする三重外湾漁業協同組合への支援を行うとともに、三重外湾漁業協同組合紀州支所をはじめ水産関連団体とともに、地域経済への波及効果の大きい地元船の入港促進、員外船の入港誘致など、具体的な諸課題に優先的に取り組みまして、地域経済の活性化を図ってまいります。

アベノミクスによる経済効果については、地方では限定的であり成果が上がっていないのが現状です。

こうした中、何よりも、紀北町の経済をけん引するのが小規模事業者であり、そうした小規模事業者の経営の安定と振興に取り組んでいる、みえ熊野古道商工会に対し、引き続き、小規模企業指導育成事業による支援を行ってまいります。

併せて小規模事業者の皆さんの経営の安定と改善のために実施する小規模事業者経営改善資金に対し、引き続き利子補給を行ってまいります。

また、意欲のある小規模事業者の新商品開発等に対しまして、特産品開発事業により支援を行いブランド化に向けた取り組みを進めてまいります。

観光振興施策では、昨年3月の紀勢自動車道全線開通によりまして、町内の海山区、紀

伊長島区の移動時間が短縮され、地域内の交流が進み一体感の醸成に寄与するとともに、目的地となっている、キャンプinn海山などの宿泊施設や、年末きいながしま港市などのイベントにつきましては、集客数が増加し一定の経済効果も表れております。

しかしながら、一方では高速道路をただ通過するだけの車も増え、一般国道42号の交通量が大幅に減少し、両道の駅などでは売り上げの減少など負の面の影響が表れております。

このような状況の中、現在、三浦地区に建設中の紀勢自動車道地域振興施設、始神テラスを大いに活用し、両道の駅の売り上げをカバーするとともに、始神テラスでの情報発信を充実させ町内に誘導するよう努めてまいります。

そのため、始神テラスに、土日祝日や7月から8月の夏休み期間に、観光案内人の配置を検討してまいります。

また、目的地として、あるいは立寄り地として紀北町を選んでいただく為に、最も必要なことは情報発信にあることから地元各種メディアへのこまめな情報提供に加えまして、東京、名古屋、大阪などでのメディア向けのPR活動、今年で5年目を迎えたFM三重の、ほっと紀北町、三重テレビの、旬感みえを平成27年度も継続してまいります。

今年で合併10周年という節目を迎えることから、それを記念した観光キャンペーンの開催など、常に新たな話題を提供することによりまして、1人でも多くの方に紀北町に来て、食事や買い物あるいは宿泊していただけるような施策を行っていきたくと考えているところでございます。

そのためには、魅力ある紀北町としていかなければなりません。

先に申し上げました新商品の開発や、きほくラブめし決定戦のグランプリに輝いた食など、町内の各店舗にある商品、食などをブラッシュアップして、さらに魅力あるものにするような施策を展開してまいりたいと思っております。

スポーツ振興施策としては、スポーツ合宿の誘致・拡大のため、スポーツ施設や宿泊施設の予約などを一元化し、最適な合宿プランを提供する体制づくりを進めるとともに、合宿パンフレットやチラシを活用して、引き続き県外の大学などへの誘致活動を進めてまいります。

また、スポーツ大会については、新たに町長杯の大会を開催します。平成33年に三重県で開催される第76回国民体育大会に向けまして、正式競技の少年女子ソフトボール競技の関係団体との調整を進めるほか、公開競技のグラウンドゴルフの誘致に取り組むなど準備を進めているところでございます。

次に、「豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり」についてであります。

学校教育では、生きる力の育成のため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した教育を推進してまいります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、平成27年度から、総合教育会議が設置されますが、教育委員会との連携を強化し、学力・体力の向上や学校の適正規模・適正配置等の諸問題に対応してまいります。

個に応じた指導を充実させていくために、全ての小中学校において学級満足度調査を実施し、承認感や安心感、学習意欲等、児童・生徒の内面的な理解を深めるとともに、中学1・2年生を対象に到達度調査を実施し、個別指導や授業改善に生かしてまいります。外国からきた生徒に対しましては、新たに学習支援員を配置し、日本語等の指導を行います。

また、中学校に図書館司書を配置し、学校図書館の環境整備はもとより、読書活動の推進や図書館を活用した授業の充実を図るとともに、郷土に対する理解を深めるよう小学校の社会科副読本の全面改訂を行います。

子どもたちが豊かに、安全で安心して学べる学校環境づくりのため、学校施設の充実や整備、通園通学路の安全確保の推進など、総合的な教育環境の向上をめざしてまいります。

学校施設の耐震化につきましては、小学校8校、中学校3校において、昨年度に引き続き非構造部材の耐震改修を実施し、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

また、各幼稚園・小・中学校の老朽化が進んでいる施設については、適切な施設の修繕整備を実施するとともに、すべての児童・生徒それぞれに個人の尊厳が重んじられ、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが一緒に学び、互いに尊重しあう感性を育むために同じ教室で教育を受けることができるよう、介助教員の配置を引き続き行うなど、総合的な環境整備に努めてまいります。

生涯学習につきましては、生きがいつくりや余暇充実のために、生涯学習講座や公民館講座などの学習機会の充実に努めるとともに、少子化や共働きなどの社会や家庭環境の変化に対応するため、いきいき子ども学園の開催など、子どもの居場所づくりに努めます。また、紀北町地域振興会館内に既設の図書室及び資料館を移転整備いたします。

文化・芸術につきましては、町内の文化団体を支援するとともに、町民文化展や芸能の夕べなど成果を発表する機会や、演奏会や演劇会など多様な芸術・文化にふれる機会の提供に努めてまいります。

青少年の育成では、青少年育成連絡会議などの関係団体と連携して、街頭指導やパトロ

ール、あいさつ運動等を推進するとともに、親子共同体験や家庭教育に関する講演会等の開催に努めてまいります。

町指定文化財等の貴重な文化財につきましては、保全と保護に努めるとともに、住民への啓発に努めてまいります。

世界遺産熊野古道につきましては、その価値と魅力を周知するために、講演会や講座、古道ウォークを開催するとともに、小中学校での古道学習に対して講師や語り部を派遣します。また、守る会等と連携して古道やその周辺環境の維持・保全に努めるとともに、地元企業の協力による保全活動を推進いたしてまいります。

古道歩きの安全性を確保するために、古死木等の危険木の伐採なども実施します。

生涯スポーツにつきましては、新たに相賀本地地区で屋内温水プールを備えた社会体育施設の整備に着手するほか、沿岸のスポーツ施設への津波避難看板を設置するとともに、ミニテニスの普及、スポーツ講演会、講習会の開催に取り組みます。また、スポーツ施設の整備・充実に努めるとともに、健康スポーツクラブ等による教室の開催、体育協会やスポーツ少年団等の関係団体の支援、全国大会等選手派遣支援、成績優秀者の表彰などを行うことにより、健康づくりとスポーツの振興に努めます。

次に「自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり」でございます。

本年は、紀北町が誕生して10周年を迎える年であります。そのお祝いと今後の発展を期しまして、10月11日には、新町制10周年記念式典を挙行するとともに、記念事業といたしまして、町民大運動会等を実施することとしております。

また、合併に伴い設置いたしました地域自治区について、平成27年度末をもって廃止することが決定していることから、紀北町として、より一体感のある町づくりの推進に努めてまいります。

「まち・ひと・しごと創生法」が平成26月11月28日に公布されたことを受けまして、町の人口の現状と将来の展望を提示する紀北町人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後5カ年の目標や施策の基本方向、具体的な施策をまとめた紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度中に策定することとし、本年1月28日に、私が本部長である紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を立ち上げました。今後、全職員が一丸となり知恵を出して、総合戦略の策定に邁進してまいります。

以上、紀北町第1次総合計画の基本目標に基づきまして、主な施策について申し上げます。その他にも関係各位からたくさんの要望がありますが、限りある財源を有効に配分

する選択と集中をより徹底し、最小の経費で最大の効果をあげることを念頭に置きまして、将来を見据え、副町長、教育長をはじめ全職員が一丸となり、より一層、町政の運営に邁進していく所存でございます。

紀北町が益々明るく元気で希望の持てるまちづくりを推進していくにあたりまして、今後とも、議員の皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の町政運営にあたっての基本的な考え方並びに主要事業の説明を終わらせていただきます。

ご清聴、まことにありがとうございました。以上です。

#### **東清剛議長**

以上で、町政の一般説明を終わります。

---

#### **東清剛議長**

ここで暫時休憩いたします。55分まで休憩いたします。

(午前 10時 42分)

---

#### **東清剛議長**

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 55分)

---

### **日程第6**

#### **東清剛議長**

日程第6 諮問第1号については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

まず提案者からの提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、現人権擁護委員の高須幹生氏が、平成27年6月30日をもって任期満了となるため、教育関係に精通し、人権について理解と熱意をもって積極的な活動を遂行している同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいことから、議会の意見を求めるものでございます。

人事案件は、以上1件でございますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

#### **東清剛議長**

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

#### **東清剛議長**

質疑を終わります。

---

#### **東清剛議長**

諮問案件に対して、議会としての答申をまとめるため、ここで暫時休憩いたします。

(午前 10時 58分)

---

**東清剛議長**

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 01分)

---

**東清剛議長**

これから討論・採決に入ります。

討論を行います。

まず原案に反対の発言を許します。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

以上で、討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件につきましては、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、諮問第1号については、適任という意見を付して答申することに決定しました。

---

**日程第7～日程第43**

**東清剛議長**

お諮りいたします。

日程第7 議案第1号から、日程第43 議案第37号までの37件の議案については、提案者から提案理由の説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### **東清剛議長**

異議なしと認めます。

したがって、議案37件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、まず提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

さきほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第1号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、本条例を定める必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例でございますが、子ども・子育て支援法の制定等に伴い、保育所等の利用者負担額等を定める必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第3号 紀勢自動車道地域振興施設条例でございますが、紀勢自動車道に地域振興施設を設置することから本条例を定める必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による関係条例の整理に関する条例でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部に所要の改正をする必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例でございますが、行政不服審査法の全部改正に伴い関係条例の一部に所要の改正をする必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第6号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例でございますが、行政手続法の改正に伴い本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第7号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院勧告に伴い一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 紀北町現業職の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、人事院勧告に伴い現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町税条例の一部を改正する条例でございますが、軽自動車税の納期を変更することから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、国民健康保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第12号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例でございますが、利用料の改定をすることから本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例でございますが、介護保険法の改正に伴い、条例中に引用する条項番号等を整理することから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 紀北町保育所条例の一部を改正する条例でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 紀北町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、簡易水道事業を上水道事業に統合することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 紀北町保育の実施に関する条例を廃止する条例であります。子ども・子育て支援法の施行等に伴い、認定基準等が同法に規定されたことから、本条例を廃止する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第19号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について

議案第20号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について

議案第21号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

議案第22号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について

議案第23号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についての6議案でございますが、平成27年3月31日をもって、現指定管理者の指定期間が終了することから、引き続き、現指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についてであります。指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設建設工事請負変更契約の締結についてであります。紀勢自動車道地域振興施設建設工事において、建築工事及び電気設備工事等に変更が生じたため、設計変更による請負変更契約の締結にあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、国及び県補助金の追加に伴う変更委託事業契約の締結にあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 紀北町道の路線変更についてであります。町道山本5号線を延長することに伴い、本路線の終点を変更し、町道として管理していく必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億458万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億451万7,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ398万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,905万円といたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ455万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,471万円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額は変更せず、歳出予算の組み替えをしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的収入及び支出のうち収入としては水道事業収益及び簡易水道事業収益を合わせて461万1,000円を減額し、総額を4億4,221万1,000円に、支出としては水道事業費用及び簡易水道事業費用を合わせて554万1,000円を減額し、総額を6億5,615万2,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,055万3,000円としたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,943万7,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,574万円としたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第36号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,695万6,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号 平成27年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出のうち収入としては水道事業及び簡易水道事業収益をあわせた、総額を4億4,497万8,000円に、支出としては水道事業費用及び簡易水道事業費用をあわせた総額を4億3,065万9,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、37件の議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

### **東清剛議長**

続いて、議案の内容説明を求めます。

議案第1号についての内容説明を求めます。

堀総務課長。

### **堀秀俊総務課長**

それでは、議案第1号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例

紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、本条例を定める必要が生じたためであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布されました。その大きな改正点として、教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した、新教育長を置くこととされました。

現行の教育長は任命に議会の同意を必要とする教育委員会の委員としての特別職と教育委員会が任命する教育長として、一般職の身分を併せ持つ存在であったものが、新教育長は教育委員会の構成員であっても委員ではないことから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職となり、特別職の身分のみを有するものとされました。このことから、新たに紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例を制定する必要が生じたものであります。

4ページをご覧ください。

条例内容は、給与、旅費、勤務時間、その他の勤務条件等を規定したものであります。

条例の施行日は、平成27年4月1日とし、現行の紀北町教育委員会委員長の給与及び旅費に関する条例は廃止することとなります。

5ページをご覧ください。

附則の3項、経過措置として現在の教育長の任期中は、本条例を適用せず廃止前の条例は効力を有しその適用を受けるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **東清剛議長**

次に、議案第2号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

#### **大谷眞吾福祉保健課長**

おはようございます。

それでは、議案第2号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について、ご説明申し上げます。

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第2号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例

紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、子ども・子育て支援法の制定等に伴い、保育所等の利用者負担額等を定める必要が生じたためであります。

本年4月1日から施行される子ども子育て支援法の規定において、市町村が教育・保育に関する利用者負担額として定める額は、政令で定める額を限度として、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額と規定されております。この条例案では、公立施設と私立施設の利用者負担額を一括して条例で規定するものでございます。

それでは、7ページをご覧ください。

第1条 趣旨は、この条例の趣旨を規定しています。

第2条 利用者負担額は、子ども子育て支援法に規定されている教育・保育施設等の利用者負担額を規定しています。これらについては国は公立施設においては、地方自治法上の公の施設の使用料にあたり、条例で上限額あるいは範囲等が規定されることが求められることとしていることから、それぞれの額について政令で定める上限額を、条例上も上限とす

る規定とし具体的な金額等は規則で定めるものであります。私立施設の利用者負担額については、政令の規定に基づいて規則で定めることができますが、ここでは特段の区別はいたしておりません。

第2項は子ども子育て支援法附則第6条第4項、既設の私立保育所に委託した保育の利用者負担額を規定しています。この場合の利用者負担額は、公の施設の使用料ではなく同項を根拠として徴収できることから、規則で定めることができますが、すべて規定しておくほうがわかりやすいため、ここでは並列的に規定しております。

第3条 利用者負担額の減免は、利用者負担額の減免規定であります。

第4条 委任は、条例の施行に関し必要な事項は規則に委任することを規定しています。附則第1項・施行期日は、子ども子育て支援法の施行の日と同日の平成27年4月1日から施行するとしています。

第2項・法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額の経過措置は、子ども子育て支援法附則第9条は、私学助成などを受ける私立幼稚園を利用する子どもにかかる施設型給付等の経過措置が規定されています。この経過措置の適用がある期間中は、私立幼稚園を利用する子どもの利用者負担額の根拠規定となるため、合わせて経過措置を規定しています。

議案第2号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の内容説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

### **東清剛議長**

次に、議案第3号についての内容説明を求めます。

中場企画課長。

### **中場幹企画課長**

続きまして、議案第3号 紀勢自動車道地域振興施設条例について、ご説明をさせていただきます。

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第3号 紀勢自動車道地域振興施設条例

紀勢自動車道地域振興施設条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、紀勢自動車道地域振興施設を設置することから、本条例を定める必要が生じ

たためでございます。

内容につきまして、9ページをお願い申し上げます。

第1条は、目的でございます。

この施設は、防災の拠点施設として、また、平時において観光情報や地域物産品等を提供して、観光振興及び地域の活性化を図ることとしております。

第2条は、名称及び位置でございます。

地域振興施設の名称は、紀勢自動車道地域振興施設、位置は、紀北町紀伊長島区三浦600番地とするものでございます。

第3条は、事業の規定で、この地域振興施設で行う事業を規定しており、1号で、地域振興施設の運営管理に関する事、2号で、紀北町の地域振興及び活性化に関する事、3号で、第1条に掲げる目的を達成するために町長が必要であると認める事業としてございます。

第4条は、休館日の規定で、1年を通じて開館することとし、町長が必要であると認めるときは、臨時に休館することができることと規定してございます。

第5条は、利用時間の規定で、利用時間は、午前8時から午後7時までとし、町長が必要であると認めるときは、変更することができることと規定してございます。

第6条につきましては、入館の制限でございまして、公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあったり、他人に危害を及ぼし、又は迷惑なる物品若しくは動物の類を携帯するとき等は入館を制限させていただき規定してございます。

10ページをお願いいたします。

第7条は、入館者の義務の規定でございまして、施設、附属設備等に善良な管理者の注意をもって利用しなければならないと規定してございます。

第8条は、行為の制限の規定でございまして、建築物その他工作物を設置したり、物品の販売又は頒布、募金等をしてはならないと、行為の制限をさせていただいております。

続きまして、第9条でございますが、第9条は、特別の設備の規定でございまして、特別の設備を設けたり、施設に変更を加えたり、又は備え付けたり、器具を持ち込んだりすることはできないという規定でございます。

第10条は、原状回復の義務の規定でございまして、利用が終わりましたら原状に回復しなければならないという規定でございます。

第11条は、損害賠償の義務の規定でございまして、故意又は過失により施設、附属設備

等を壊したり汚したりした場合は損害の賠償をしなければならないという規定をしております。ただし書によりまして、町長が特別な事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができるという規定も加えてございます。

第12条は、指定管理者による管理の規定でございまして、施設の管理を指定管理者に行なわせることができると規定しております。第2項で、第4条の休館日、第5条の利用時間の各ただし書中、町長が必要があると認めるときとあるのは、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得てというふうに記載してございます。また、6条の入館の制限、9条の特別の設備の中にある町長を指定管理者と読み替える規定でございまして。

10ページ、11ページをお願いしたいと思います。

第13条は、指定管理者が行う業務の規定でございまして、指定管理者が行う業務は、防災の拠点施設として使用する場合を除くこととしております。第3条で規定する事業の実施に関する業務と振興施設の設備等の維持管理に関する業務につきましてお願いするというものでございます。

第14条は、委任の規定でございまして、この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めると規定してございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

#### **東清剛議長**

次に、議案第4号、5号、6号、7号、8号、9号についての内容説明を求めます。

堀総務課長。

#### **堀秀俊総務課長**

それでは、続きまして、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による関係条例の整理に関する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の12ページをご覧ください。

議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による関係条例の整理に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部に所要の改正をする必要が生じたためであります。

13ページは改正文であります。内容につきましては、14ページの新旧対照表で説明させていただきます。

まず、紀北町特別職報酬等審議会条例の一部改正であります。

第2条中、報酬等審議会の審議対象に、法改正により特別職と位置づけられた教育長を加えるものであります。

次に、紀北町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。新旧対照表の上段が新、下段が旧条例となっておりますが、報酬額を定めた別表第1の改正でありまして、今回の法改正により教育委員会委員長が廃止され、一律に委員となることから、委員長の欄を削除するものであります。

恐れ入りますが、ここで13ページに戻っていただき、下段の附則部分を見ていただきたいと思います。この条例の施行日は、平成27年4月1日と定めておりますが、経過措置として、現教育長の任期は、現教育長の任期終了日までとされていることから、それまでは改正前の紀北町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の第1表の規定は効力を有し、その適用を受けるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### **堀秀俊総務課長**

それでは続きまして、議案第5号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の15ページをご覧ください。

議案第5号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例

行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の一部に所要の改正をする必要が生じたためであります。

16ページは改正文であります。内容は17ページからの新旧対照表で説明いたします。

まず、紀北町一般職の職員の給与に関する条例の改正であります。行政不服審査法の全

部改正により第27条第2項中に要する法律番号及び条ずれを改めるものでございます。

次に、紀北町固定資産評価審査委員会条例の改正であります。

第4条第3項を、法改正に基づき条文整理をするものであります。

18ページをご覧ください。

次に、紀北町情報公開条例の改正であります。第19条中に引用する法律の番号を改めるものであります。

次に、紀北町個人情報保護条例の改正であります。これにつきましても、同様に法律番号を改めるものであります。また、附則によりこの条例は行政不服審査法の附則第1条に規定する施行の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

### **堀秀俊総務課長**

続きまして、議案第6号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の19ページをご覧ください。

議案第6号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例

紀北町行政手続条例（平成17年紀北町条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、行政手続法の改正に伴い本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

20ページから23ページまでが改正文であります。改正内容は新旧対照表により説明をいたしますが、新旧対照表の24ページから32ページにつきましては、改正の効果に影響のない目次の改正と文言整理等による完成部分でありますので、省略をさせていただき、33ページを見ていただきたいと思います。

第33条でございます。行政指導の方式につきまして、新条例では行政指導の際に、相手方に示す具体的内容を第2項として加え、旧条例の第2項以下を繰り下げ、第4項の第2号にまたは電磁的記録以下を加えるというものであります。

34ページをご覧ください。

第34条の2、行政指導の中止等の求めにつきましては、今回の法改正に基づき追加するものでありまして、第1項は町から行政指導を受けたものが、その行政指導が法律または

条例に規定する要件に適合しないと考えられる時は、町の指導機関に対して中止その他必要な措置をとることを求めることができるという条項であり、第2項は申し入れ書の内容、第3項では申し出に対して調査をし、当該行政指導が要件に適合しないと認める時は、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないとするものであります。

続いて、35ページをご覧ください。

第4章のあとに、第4章の2、処分等の求めを追加し、第34条の3、何人も第3者が法令及び条例等に違反する事実がある場合において、その是正のための行政指導がなされていないと考えられる時は、行政機関に対してその旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができるという条項を規定するものであり、第2項は申し出に必要な書類内容、第3項では行政機関は申し出を受け、調査の結果、必要が認められれば当該処分または行政指導をしなければならないとするものであります。

第35条につきましては、字句の整備をするものであります。

ここで恐れ入りますが、23ページに戻っていただきたいと思えます。

附則によりこの条例の施行日は、平成27年4月1日とし、本条例を引用する紀北町税条例において、今回の改正により条ずれが生じるため、その部分を改めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### **堀秀俊総務課長**

引き続きまして、議案第7号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の36ページをご覧ください。

議案第7号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

紀北町個人情報保護条例（平成19年紀北町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行により、マイナンバー制度が導入されることになっておりますが、今回の改正はその付されることとなった番号を含む個人情報である特定個人情報についての条項等を定めるためのものであります。

37ページから40ページは改正文であります。改正内容につきましては、41ページからの新旧対照表で説明いたします。

改正内容は施行日を変えて改正する必要があることから、1条関係、2条関係として区分をしております。まず1条関係についてであります。第2条において第6号、特定個人情報の定義、個人情報であって番号法の第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいうを追加するものであります。

第7条は、個人情報の収集の制限であります。特定個人情報の収集については、番号法の規定が根拠となるため、本条文において除外するものであります。

第8条は、利用及び提供の制限であります。旧条例の個人情報を保有個人情報に改めるとともに、特定個人情報については、本条文からは第7条と同様に除外するものであります。

42ページをご覧ください。

第8条の次に、第8条の2として、保有特定個人情報の目的外利用の制限として、新たに第3項までを追加するものであります。

第9条から43ページの第11条までは、保有個人情報の文言整理であります。

続いて、第13条の委託等に伴う措置は、全各項の規定は番号法の第11条を根拠とすることから、全各項の規定は適用しないとする第5項を追加するものであります。

第16条、保有個人情報の開示義務の第8号は、旧条例の内容を包括する条文整理を行うものであります。

第19条は、保有個人情報の文言整理であります。

44ページをご覧ください。

第22条の2、事案の移送は受け付けた開示請求について、実施機関が異なる場合には、利用者サービスの観点から、別途請求等を求めるのではなく、関係機関へ移送するという条項を追加するものであります。

第24条は、保有個人情報の文言整理であります。

45ページをご覧ください。

第25条、費用負担は、番号法に基づき開示請求の際、経済的困難者等に対しては別途規則で定め負担すべき費用の軽減または免除することができるとする、3項を追加するものであります。

第26条は文言整理をするものであります。

第31条、利用停止等請求権は、第1項の条文整備をするとともに、具体的に消去の請求ができるケースについて、第1号から第3号として追加するものであります。また、第2項についても条文整理をするとともに、利用または提供の停止を請求できるケースについて、46ページにわたり追加するものであります。

第33条は、保有個人情報の利用停止等義務の文言整理で、第40条につきましては、今回の法改正に基づき、第1項から5項の条文及び見出しの整理をするものであります。

第43条、設置等は審査会に関する規定であります。第2項の文言整理をするとともに、審査会が実施機関に意見を述べる内容について、具体的に第1号から第3号として追加するものであります。

以上が、今回の第1条関係の改正内容であります。

引き続き、48ページをご覧ください。第2条関係の改正であります。第2条 定義の第8号に情報提供記録の定義を追加し、旧条例の第8号以下を繰り下げるものであります。第8条の2、第22条の2及び49ページにわたる第29条の改正は、いずれも情報提供等記録に移管し追加するものであります。

ここで恐れ入りますが、40ページに戻っていただきたいと思っております。

附則の追加でございます。

この条例は番号法の施行日から施行するものであります。同法の附則において施行日が異なる条項に基づくものは、第1号から第3号で、本条例の施行日も同様とすることを規定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

### **堀秀俊総務課長**

続きまして、議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明させていただきます。

議案書の50ページをご覧ください。

議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、人事院勧告に伴い一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改

正する必要が生じたためであります。

本条例につきましては、昨年の12月議会定例会におきまして、月例給、ボーナスについて、7年ぶりに引き上げる一部改正議案をご可決いただきましたが、昨年の人事院勧告にはもう1つ大きな柱が含まれておりまして、今回はその内容に基づく改正を実施しようとするものであります。

その勧告の考え方は、民間賃金水準の低い地域における官民給与の実情の反映、官民の給与差を踏まえた50歳台後半の給与水準の是正等に対応するため、給与の総合的見直しを図るというものであります。具体的には50歳台後半層の下げ幅を大きくしながら、給料表を平均2%引き下げ、地域間の経済格差を反映させるために、地域手当の地域区分、支給割合等を見直すというものであります。これらの勧告内容に準拠して、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに伴い、本町職員の給与もそれに準拠した改正をしようというものであります。

51ページから57ページは改正分ではありますが、改正内容につきましては、58ページから新旧対照表で説明いたします。

まず14条の2、単身赴任手当の改正であります。単身赴任手当の月額を2万3,000円から3万円に増額するとともに、赴任先と自宅の距離に応じて支給される額の上限額を4万5,000円から7万円に増額するものであります。

第15条の2、地域手当は地域手当の支給地に7級地を加え、それぞれ支給率を引き上げるものでございます。地域手当と申しますのは、地域における物価等を考慮し、一定の地域に在勤する職員に対して支給される都市手当のようなものであります。単身赴任手当も地域手当も本町では現在、対象者はありません。

第24条 管理職員特別勤務手当の改正であります。管理職員特別勤務手当は、管理職員が休日に災害対応等の緊急用務により勤務した場合、支給する手当であり、勤務1回につき規則により2時間以上6時間までは8,000円、6時間以上勤務した場合は1万2,000円が支給されることとなっておりますが、新条例では週休日以外の時でも、午前0時から午前5時までの間に災害対応等で勤務した場合には、管理職員特別勤務手当を支給するというものであります。

59ページをご覧ください。

手当の額は休日出勤の場合は1万2,000円を超えない範囲で、休日外の場合は6,000円を超えない範囲において規則で定めるものとしております。

第25条 期末手当の改正は、別に定めがあるため削除するものであります。

60ページをご覧ください。

第28条 勤勉手当の改正であります。第1号は勤勉手当の支給率の改正であります。旧条例100分の82.5は、前回の改正により年間1.5%の増額を、12月期にまとめて支給するための改正でありましたが、今回の改正は6月期と12月期を均等支給に戻すため、100分の75とするものであります。また再任用職員についても同様に支給率を均等とするものであります。

第3項の改正は、別に定めがあるため削除するものであります。

第29条 特定の職員についての適用除外の改正は、旧条例では再任用職員は単身赴任手当、地域手当については適用されないこととなっておりましたが、今回の改正で適用されることとなったものであります。

附則の第9項の改正は、6級の俸給を受けている55歳に達した職員が、俸給から1.5%減ぜられる期間について、旧条例の当分の間から、平成30年3月31日までの間と規定するものであります。

61ページの12項の改正は、特定職員について勤務手当の支給率が均等に改正されたことに伴い、勤勉手当の支給の際、減ぜられる額の改正をするものであります。

続いて別表（第4条関係）は、冒頭に申し上げた行政職員の給料表の改正であります。

62ページから65ページが改正後の給料表で、66ページから69ページが改正前の給料表であります。1級の前号給、2級の初任給にかかる引き下げはなく、3級以上の高位号給は最大で4%の下げ幅となっております。

ここで度々申し訳ありませんが、55ページに戻っていただきたいと思えます。

今回、改正にかかる附則の追加であります。まずこの条例の施行日は、平成27年4月1日となっております。また、57ページにかけて記されておりますのは、給料の切り換えに伴う経過措置として、給料表の切り換えにより、切り換え前の俸給額に達しなくなる職員については、平成30年3月31日までの間、3年間は切り換え前の俸給額を保障するというものであります。

以下、それに関連した内容等でありますので、省略をさせていただきます、以上で説明を終わらせていただきます。

#### **堀秀俊総務課長**

続きまして、議案第9号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を

改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の70ページをご覧ください。

議案第9号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

71ページから75ページは改正文であります。今回の改正は、議案第8号と同様の理由から別途定められている現業職員給料表を改正するものであります。

76ページから79ページは改正後の給料表、80ページから83ページが改正前の給料表となっておりますので、お確かめいただきたいと思っております。

また条例の施行日についても、議案第8号と同様に、平成27年4月1日となっております。以上で、説明を終わらせていただきます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

## 東清剛議長

8番 入江康仁君。

## 8番 入江康仁議員

今、総務課長からいろいろ条例の説明を受けておるわけですが、今回ですね、昼になってしまう前に、ちょっと要請をしておきたいもんで、今回この紀北町の行政手続法とか、いろんな法改正の全体の関連でですね、今回、水道水源保護条例の水道課のほうから、町の大きな問題になっている上告審、上告審に対しての上告理由書と上告受理申立はもう出ていると思うんですよ。それはあくまでも、まさしく法律にみな関連することなんで、その解釈を誤れば、これの解釈も誤ってしまうので、その上告理由書と上告受理申立は出ているのに、まだ我々議会にいっさい出してない。議会に、本当は出す前に、議会においてこのようなことに対して、どのように説明するかというのは、私は行政のこれ義務やと思う。

それで、今回これ今日中にですね、受理申立、あれは全議員に配付できるようにして、この法律の関連とのいろいろな質疑がありますから、出してほしいと思うんですが、それを

要請してもらえませんか。もう現実に出してるものを規制することはないでしょう。

**東清剛議長**

今の入江議員の議事進行ですけども、今は条例改正のことを議題にして、今、提案されているものですから、よくわかるんですけども、内容につきましてはね。これ私どもも確認もしてないものですから、確認。はい。

**8番 入江康仁議員**

この質疑に関連があるから、皆。

**東清剛議長**

今は提案説明ですので、その後で、また質疑は質疑の時間の時にやっていただいたら。

**8番 入江康仁議員**

だから、昼に入る前に、一応、時間的なことを考えて、私は言っておると言っておるでしょう。だから、用意するのに終わってから、夕方からバタバタすることなくて、昼の間にもう、すぐ手配できたら、皆、事務的にも執行部も楽だし、議員もそのように早くもらえたら、いろんな勉強することもあるでしょう。

**東清剛議長**

それでは、もう昼に近いんで、昼の間に確認いたしまして、答えは出させていただきます。とりあえず、それでは、そういうことで、総務課長、続けてください。

**堀秀俊総務課長**

以上で、説明のほうは終わらせていただきたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

**東清剛議長**

それでは、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

(午前 11時 59分)

---

**東清剛議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

### 東清剛議長

報告いたします。

ただいま町長から追加議案が提出されております。

本日、昼休みに議会運営委員会を開催し受理することになりましたので、追加日程として議題といたしたいと思っております。

以上です。報告いたします。

---

## 日程第16

### 東清剛議長

次に、議案第10号についての内容説明を求めます。

中村税務課長。

### 中村吉伸税務課長

それでは、議案第10号について、ご説明させていただきます。

議案書84ページをお願いします。

議案第10号 紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、軽自動車税の納期を変更することから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正内容につきまして、説明させていただきます。

今回の改正は軽自動車税の納期の変更をお願いするものでございます。

85ページをお願いいたします。

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税され、4月末日の納期であります。納期を5月末日に変更することにより、納期期間を1カ月に拡大でき、納税者の方への便宜が図ら

れるとともに、従来、当初課税の決定から納期限までの約3週間程度で行っていた身体障害者の方等への減免手続きの期間が拡大され、住民サービスの向上につながります。

また、例年、3月は廃車や譲渡等の手続きが多く、特に県外で廃車等を行った場合、その通知が4月の課税時期の直前または課税後に通知されていたため、速やかに反映できない状況になっています。このため住民サービスの向上並びに課税客体の適正な把握を行うために、軽自動車税の納期を5月1日から5月31日とさせていただきたいとするものでございます。

下段の附則につきましては、施行期日や経過措置について、主要の整備を行ったものがあります。

以上が提出いたしました議案の内容説明でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

## 日程第17

### 東清剛議長

次に、議案第11号についての内容説明を求めます。

脇住民課長。

### 脇俊明住民課長

それでは、議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

議案書87ページをご覧ください。

議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、国民健康保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

現行の国民健康保険法第72条の4につきましては、国及び都道府県は政令の定めるところにより、市町村に対し高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診

査及び同法第24条の規定による特定保健指導に要する費用のうち、政令で定めるものの3分の1に相当する額をそれぞれ負担するというものであり、市町村に対して特定健康診査や特定保健指導に要する費用について、補助を行う旨の規定でございますが、今回の法律改正によりまして、現行の第72条の4が、第72条の5に繰り下がるため、当該条項を引用している紀北町国民健康保険条例の引用部分を改正するものでございます。

88ページをご覧ください。

改正内容につきましては、第8条第1項及び第13条第2項中第72条の4を、第72条の5に改めるものでございます。

附則でございますが、施行期日は国民健康保険法の改正に合わせまして、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

89及び90ページにつきましては、改正に係る新旧対照表でございます。

以上で、議案第11号についての内容説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

---

## 日程第18

### 東清剛議長

次に、議案第12号についての内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

### 武岡芳樹農林水産課長

それでは、議案第12号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書91ページをお願いいたします。

議案第12号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例

紀北町和具の浜海水浴場条例（平成17年紀北町条例第113号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、利用料の改定をすることから本条例の一部を改正する必要性が生じたためご

ございます。

議案書92ページは改め文でございます。

改正の内容につきましては、議案書93ページの新旧対照表でご説明させていただきます。  
右側が旧条例、左側が新条例でございます。

和具の浜海水浴場につきましては、平成15年の開設以来、駐車場利用者から1台につき500円、65歳以上の方、中学生以下の方を除くシャワー利用者から200円の利用料をいただいておりますが、今回の改正でシャワーについては無料、駐車場料金を近隣の海水浴場の動向も見た上で、500円から1,000円にさせていただこうとするものでございます。

和具の浜海水浴場の管理につきましては、地元の島勝浦区にお願いしてございまして、適切に管理をしていただいているところでございます。毎年、島勝浦区との間で、次のシーズンに向けて、より安全・安心、また快適に海水浴場を利用していただけるよう、管理業務等についての協議を行っておりまして、その中で監視体制の強化を図るためにも、料金体系を見直し、料金徴収等の簡素化を図るべきではないかとのご意見もいただきました。

そして、調査、検討を重ねた結果、今回の改正にいたったものでございます。今までシャワー料金の徴収に人員を配置しておりましたが、改正後はその人員を監視要員とすることが可能となります。特にお盆の期間などには、より監視体制を強化し、利用者の安全確保により一層努めてまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解賜われますようお願い申し上げます。

議案第12号についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

---

## 日程第19・20

### 東清剛議長

次に、議案第13号、14号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

### 大谷眞吾福祉保健課長

それでは、議案第13号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書94ページをご覧ください。

議案第13号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例

紀北町立老人ホーム赤羽寮条例（平成17年紀北町条例第84号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、介護保険法の改正に伴い、条例中に引用する条項番号等を整理することから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

改正内容につきましては、96ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

左が新、右が旧の条例でございます。

第3条につきましては、下線部分、介護保険法の改正に伴う条項番号の整理でございます。

続きまして、第4条の見出し及び本文中の収容を入所に改めるものであります。

95ページにお戻りください。

附則につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第13号につきましては、以上でございます。

#### **大谷眞吾福祉保健課長**

続きまして、議案第14号 紀北町保育所条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書97ページをご覧ください。

議案第14号 紀北町保育所条例の一部を改正する条例

紀北町保育所条例（平成17年紀北町条例第82号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、子ども子育て支援法の施行等に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

今回の一部改正は、子ども子育て支援法の施行のほか、児童福祉法の一部改正に伴う町立志子保育所に関する条例の一部改正でございます。

改正内容につきましては、99ページの新旧対照表でご説明いたします。

左が新、右が旧の条例でございます。

第1条につきましては、旧条例では、下線の部分ですけれども、保護者の委託を受けて、乳児、幼児又はその他の児童を保護するため、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の一部改正に伴い、保育施設の設置に関する条文が改正されたことから、新条例では下線部分です。保育を必要とする乳児、幼児を日々保護者の下から通わせて保育するために改めるものでございます。

続きまして、旧の第5条の見出し、保育料等を、新条例では保育料に字句を整理するものでございます。

それから、旧条例の第5条、本文中の下線部分、保育の実施に要する費用（法第56条第3項に規定する費用）の範囲内において、規則で定める金額（以下「保育料」という。）を保育所に入所した児童の保護者から徴収するを、保育料徴収根拠を規定する参照先が改正されたことから、新条例では、保育児童の保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）は、紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年紀北町条例第3号）に定める利用者負担額を保育料として納めるものとする。ただし、保護者等が他市町村に居住しているときは、居住する市町村の定める額を保育料として納めるものとするに改めるものであります。

98ページにお戻りください。

附則につきましては、子ども子育て支援法の施行日の日と同じ、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第14号の内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

## 日程第21

### 東清剛議長

次に、議案第15号についての内容説明を求めます。

玉津学校教育課長。

### 玉津武幸学校教育課長

それでは、議案第15号 紀北町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

議案書100ページをご覧ください。

議案第15号 紀北町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

紀北町立幼稚園設置条例（平成17年紀北町条例第158号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、子ども・子育て支援法の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。この子ども・子育て支援法の施行に伴い、町立幼稚園の保育料を見直す必要性が生じたため、紀北町立幼稚園設置条例、紀北町立幼稚園保育料徴収条例、紀北町立幼稚園保育料減免措置に関する条例の3つの条例を、今回、1つにまとめるものでございます。

改正の内容につきましては、102ページの新旧対照表を用い説明させていただきます。

左が新条例、右が旧条例になってございます。

表題は旧条例、紀北町立幼稚園設置条例を、新条例、紀北町立幼稚園条例に改めるものでございます。

旧条例第1条中の幼稚園を、紀北町立幼稚園に改め、旧条例第3条を第5条とし、新条例第3条、保育料では、議案第2号の紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に関する納付について定め、第4条では保育料の徴収方法について定めております。

101ページにお戻りください。

下段の附則をご覧ください。

附則につきましては、第1項でこの条例は平成27年4月1日から施行するものとし、第2項は紀北町立幼稚園保育料徴収条例等の廃止について定めたものでございます。

以上で、議案第15号についての内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

## 日程第22

### 東清剛議長

次に、議案第16号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

### 久保健作水道課長

紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

議案書103ページをよろしく申し上げます。

議案第16号 紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例（平成17年紀北町条例第175号）  
の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、簡易水道事業を上水道事業に統合することに伴い、本条例の一部を改正する  
必要が生じたため。詳細につきましては、105ページの新旧対照表のほうをお願いいたしま  
す。

旧条例では、紀伊長島水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例となっております  
が、新たには、紀北町水道事業の設置等に関する条例に改めます。

それから、第2条の給水人口でございますが、2万7,560人となっておりますが、新しく  
は1万6,800人と改めます。1日の最大給水量は1万6,295立法メートルとなっております  
が、新条例では1万4,800立法メートルと改めます。

それから、特別会計のところでございますが、これは削除となります。

少しだけ追加でご説明させていただきます。

統合事業につきましては、平成28年度末までに簡易水道を廃止して上水道に統合します。  
今現在は、変更認可申請の手続きをとっております、その一環としまして、条例改正が  
必要となりました。

以上で、議案第16号のご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

---

### 日程第23～25

## 東清剛議長

次に、議案第17号、18号、19号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

## 大谷眞吾福祉保健課長

それでは、議案第17号 紀北町保育の実施に関する条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

議案書106ページをご覧ください。

議案第17号 紀北町保育の実施に関する条例を廃止する条例

紀北町保育の実施に関する条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、子ども・子育て支援法の施行等に伴い、認定基準等が同法に規定されたことから、本条例を廃止する必要性が生じたためであります。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の必要性の認定基準が、同法に規定されたことから、保育に欠ける要件を定める現行の本条例規定は不要になるため、本条例を廃止するものでございます。

107ページをご覧ください。

附則につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第17号については、以上でございます。

## 大谷眞吾福祉保健課長

続きまして、議案第18号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

議案書108ページをご覧ください。

議案第18号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

記

1. 施設の名称 紀北町デイサービスセンター
2. 指定管理者 所在地 紀北町紀伊長島区東長島209番地9  
名称 社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会

代表者 会長 竹中光男

3. 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、平成27年3月31日をもって現指定管理者の指定期間が終了することから、引き続き現指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決が必要であるためでございます。

紀北町デイサービスセンターにつきましては、平成18年第2回議会臨時会におきまして、平成18年9月1日から平成22年3月31日までの3年7カ月間、そして平成22年3月議会定例会におきまして、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間、指定管理者として現管理者を指定することをお認めいただいたところでございます。

今回、指定期間の終了にあたり、前回と同様に紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定、町長等は公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるかと認められた時は、公的団体等であれば公募によらず候補者として選定することができるを適用し、社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

なお指定期間につきましては、前回と同様に5カ年とさせていただくものでございます。議案第18号については、以上でございます。

#### **大谷眞吾福祉保健課長**

続きまして、議案第19号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

議案書109ページをご覧ください。

議案第19号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町在宅介護支援センターの指定管理者を次のとおり指定する。

#### 記

1. 施設の名称 紀北町在宅介護支援センター
2. 指定管理者 所在地 紀北町紀伊長島区東長島209番地9  
名称 社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会  
代表者 会長 竹中光男

3. 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、平成27年3月31日をもって現指定管理者の指定期間が終了することから、引き続き現指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決が必要であるためでございます。

在宅介護支援センターにつきましても、デイサービスセンターと同様に社会福祉法人紀北町社会福祉協議会を指定管理者と指定するものであります。

指定期間につきましても、これまでと同様に5カ年とさせていただくものでございます。

議案第19号は以上でございます。

議案第17号から第19号までの内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

---

## 日程第26・27

### 東清剛議長

次に、議案第20号・21号についての内容説明を求めます。

濱田商工観光課長。

### 濱田多実博商工観光課長

それでは、議案第20号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について、説明させていただきます。

議案書110ページをご覧ください。

議案第20号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者を次のとおり指定する。

#### 記

1. 施設の名称 紀北町「道の駅」海山交流ホール
2. 指定管理者 所在地 紀北町海山区相賀1439番地3  
名 称 海山物産株式会社

代表者 代表取締役 塩谷龍生

3. 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、平成27年3月31日をもって、現指定管理者の指定管理期間が終了することから、引き続き現指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決が必要なため。

本議案につきましては、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定に基づき公募によらず、町が出資している法人であります海山物産株式会社を指定管理者の候補として選定したものであります。

以上で、議案第20号の説明を終わらせていただきます。

#### **濱田多実博商工観光課長**

引き続きまして、議案第21号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について、説明させていただきます。

議案書111ページをご覧ください。

議案第21号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者を次のとおり指定する。

#### 記

1. 施設の名称 紀北町森林公園オートキャンプ場
2. 指定管理者 所在地 紀北町海山区船津1548番地1  
名称 特定非営利活動法人 ふるさと企画舎  
代表者 理事長 田上 至

3. 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、平成27年3月31日をもって現指定管理者の指定管理期間が終了することから、引き続き現指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決が必要なため。

本議案につきましては、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第

2条の規定に基づき指定管理者の公募をした結果、特定非営利活動法人 ふるさと企画舎のみが応募がありました。これを受け、去る2月10日に委員6名による紀北町指定管理者の候補者選定委員会を開催し、書類審査並びにプレゼンテーションによる審査を実施した結果、特定非営利活動法人 ふるさと企画舎が適当との答申をいただき、指定管理者の候補として選定したものであります。

以上で、議案第21号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

---

## 日程第28・29

### 東清剛議長

次に、議案第22号、23号についての内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

### 武岡芳樹農林水産課長

それでは、議案第22号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

議案書112ページをお願いいたします。

議案第22号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町林業総合センターの指定管理者を次のとおり指定する。

#### 記

1. 施設の名称 紀北町林業総合センター
2. 指定管理者 所在地 紀北町海山区便ノ山200番地  
名称 森林組合おわせ  
代表者 代表理事組合長 土井恭平
3. 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで  
平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、平成27年3月31日をもって現指定管理者の指定期間が終了することから、引

引き続き現指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

この林業総合センターにつきましては、平成7年度に農林業の振興、農林家の就業改善、地域住民の交流等を目的に、海山区便ノ山地区に整備されたものでございます。この建物は森林組合おわせの事務所と林業総合センター研修室が併設し、一体化された施設となっていることから、管理運営、利用者等への対応、施設の安全管理の面からも森林組合おわせが引き続き管理運営することが、効果的かつ効率的な運営が期待できるため、林業総合センターの指定管理者に引き続き、森林組合おわせを指定しようとするものでございます。

議案第22号についての説明は以上でございます。

### 武岡芳樹農林水産課長

続きまして、紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

議案書113ページをお願いいたします。

議案第23号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町木材乾燥機場の指定管理者を次のとおり指定する。

#### 記

1. 施設の名称 紀北町木材乾燥機場
2. 指定管理者 所在地 紀北町海山区相賀2097番地2  
名称 海山木材協同組合  
代表者 代表理事 藤村知也
3. 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで  
平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、平成27年3月31日をもって、現指定管理者の指定期間が終了することから、引き続き現指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

紀北町木材乾燥機場は、平成11年度に旧海山町が2基の整備を行い、海山木材協同組合が整備した4基と合わせ、現在は計6基の乾燥機で運営を行っております。乾燥機の管理運営につきましては、熟練した技術が必要であり、今まで海山木材協同組合が管理運営を行ってきたところでございます。

このように、町木材乾燥機場、海山木材協同組合乾燥機場と一体化された施設となっており、管理運営、利用者等への対応、施設の安全管理等の面からも、海山木材協同組合が引き続き管理運営することが効果的かつ効率的な運営が期待できるため、紀北町木材乾燥機場の指定管理者に、引き続き海山木材協同組合を指定しようとするものでございます。

議案第23号についての説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

---

## 日程第30・31

### 東清剛議長

次に、議案第24号、25号の内容説明を求めます。

中場企画課長。

### 中場幹企画課長

それでは、議案第24号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定について、ご説明をさせていただきます。

議案書の114ページをお願いいたします。

議案第24号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者を次のとおり指定する。

#### 記

1. 施設の名称 紀勢自動車道地域振興施設
2. 指定管理者 所在地 紀北町紀伊長島区长島2141番地  
名称 一般社団法人 みえ熊野古道 J A P A N  
代表者 代表理事 藤村達司
3. 指定の期間 平成27年4月1日から  
平成32年3月31日まで

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございます。

指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の候補者決定に至るまでの経緯につきまして、少しご説明をさせていただきます。

紀勢自動車道地域振興施設の整備につきましては、構想の段階から、様々な場面におきまして、みえ熊野古道商工会に助言をいただいております。これらのご助言を施設の設計等に生かすとともに、国土交通省が整備する駐車場やトイレについても、駐車台数やトイレの便器数の増設等のご意見をいただきましたので、国土交通省と調整をさせていただき、設計に生かしていただきました。このようなことから、国土交通省が整備する駐車場やトイレの部分につきましても、希望に近い整備が進んでおります。

また、地域振興施設本体棟の整備につきましても、完成後に施設内で働く職員の導線を考慮した備品の購入や備品の配置等、特に役場職員が持っていない物販・飲食販売等に関するノウハウを色々な角度から指導をいただいで整備を進めてまいりました。

一方、管理団体や運営の方法につきましては、平成26年1月31日に開催された、紀勢自動車道地域振興施設に関する商工会との協議の中で、管理団体や運営の方法について、どのような団体に、どのような運営をしていただいたら良いかをご検討いただくよう正式にお願いさせていただきました。

その後、商工会におきまして、管理団体や運営方法について、役員会、総務委員会、紀勢自動車道地域振興施設特別委員会等の会議を延べ40回以上開催していただき、慎重にご検討をいただきました。また、紀勢自動車道地域振興施設設置・一般社団法人設立委員会につきましても、相当数の会議を重ねられたとお聞きしております。

本年1月30日に、みえ熊野古道商工会から、管理団体や運営方法についての検討結果について、ご報告をいただきました。

その報告内容は、紀勢自動車道地域振興施設の運営については、地域の経済状況を一歩でも前進させるため、地域商工業の振興のみならず、地域コミュニティ・活力あるまちづくりに貢献し、地域の活性化に寄与することができる団体に行っていただくことが重要である。

加えて、地域振興の管理運営等を目的とした非営利団体の性格を持つ、一般社団法人を商工会が100%の基金拠出をして設立するので、この一般社団法人が紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者を受け、維持管理をさせていただきたいとお話ございました。

その検討結果を受けて、商工会から社団法人等についての聞き取りを行うとともに、役場内で検討いたしました。その結果、公共性の高い団体、個別の利益に走らない団体、町内商工業者の人材育成や観光・物産開発が可能な団体、商工事業者が理解して設立した団体、又、剰余金を配分することがない団体であり、紀勢自動車道地域振興施設整備事業の目的を、効果的かつ効率的に達成できる団体で、施設の適切な管理及び運営を行うことができる団体であるとともに、今後、町が、みえ熊野古道商工会及び一般社団法人みえ熊野古道 J A P A N と共に力を合わせて、紀北町の地域振興を進めていくことが最良と判断したので、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例第5条第2項の規定により、公募によらず、指定管理者の候補者として、一般社団法人みえ熊野古道 J A P A N を選定いたしました。

なお、指定管理料につきましては、地域振興施設の2階の多目的室、1、2の2室については、平時において、町内の観光や物産等をPRし、来訪者を街中に誘導する場として主に利用いたします。そのことから、指定管理者が営業を行えない部分でありますので、この2室について、清掃等の維持管理をお願いするもので、電気代及び清掃代を指定管理料として、年間37万3,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額をお支払いすると考えております。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

### 中場幹企画課長

続きまして、議案第25号をお願いします。

紀勢自動車道地域振興施設建設工事請負変更契約の締結について、ご説明をさせていただきます。

議案書115ページをお願いします。

議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設建設工事請負変更契約の締結について  
次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めます。

#### 記

1. 契約の目的 紀勢自動車道地域振興施設建設工事
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額 変更前 2億8,490万4,000円  
変更後 2億8,880万9,280円
4. 契約の相手方 紀北町紀伊長島区島原1009番地

株式会社 平野組

代表取締役 平野金人

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、紀勢自動車道地域振興施設建設工事において、建築工事及び電気設備工事等に変更が生じたため、設計変更による請負変更契約の締結にあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

116ページの資料1をお願いいたします。

工事費及び工事概要の主な工事内容と主な変更内容を記載してございます。

まず、工事費につきましては、

請負金額は、変更前が、2億8,490万4,000円、変更後が、2億8,880万9,280円、390万5,280円の増額となります。率に直しますと1.37%の増額となります。

工事価格は、変更前が2億6,380万円、変更後が2億6,741万6,000円で、361万6,000円の増額となります。

消費税につきましては、変更前が2,119万4,000円、変更後が2,139万3,280円で、28万9,280円の増額となります。

次に下の表をご覧くださいと思います。

工事概要でございます。主な変更内容といたしましては、建築工事の本体工事では、大屋根の樋を、将来のメンテナンス等を考慮して、金属屋根と一体としていた箱樋から、金属屋根と分離した軒樋に変更いたしました。延長は113.4mでございます。

次に、内部木材塗装につきましては、雨のあたらない内部の木材の素地を生かすため、616㎡の塗装を取りやめたことによる減でございます。

次に、外構工事ではありますが、飲食テラス部分の安全確保を図るため、飲食テラスと駐車場の間にコンクリート擁壁を16m、手摺を16.2m設置いたしました。

次に、コンクリート舗装182㎡は、本体棟の裏の舗装部分がたいへん複雑な構造になっておりまして、アスファルト舗装には向かないため、182㎡をコンクリート舗装に変更いたしております。

次に側溝種類変更につきましては、本体棟前の側溝26mを、U字溝から円形水路に変更

することで、蓋の設置を不要とし、幅の狭いグレーティングで対応することにより安全性を確保いたしました。

次に、電気設備工事では、浄化槽の制御盤を本体棟から浄化槽付近に移動したことによる埋設配管30mの増、ショーケース用分電盤を1基追加、施設内の照明器具98灯をLEDに変更いたしました。

機械設備工事では、給水管の材質をVD管、鉄管からHIVP管、塩ビ管に変更し、また法面部分の浄化槽放流管13mをコンクリートにより根巻きをしたことによる変更でございます。

117ページの資料2をお願いいたします。

この資料は、工事費及び工事概要として、設計金額による変更前と変更後の増減を表したものであり、各工事の諸経費を含む設計金額で比較をしてございます。以上でご説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

#### **東清剛議長**

次に、議案第26号についての内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

#### **武岡芳樹農林水産課長**

それでは、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案書の118ページをお願いいたします。

議案第26号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について

次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

1. 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成26年度分）
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額 （変更前） 1億815万円  
うち三浦漁港海岸分、1億500万円  
うち矢口漁港海岸分315万円  
（変更後） 1億1,335万9,000円  
うち三浦漁港海岸分 1億1,043万9,000円

うち矢口漁港海岸分292万円

4. 契約の相手方 津市広明町13番地 三重県 三重県知事 鈴木英敬

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、国及び県補助金の追加に伴う変更委託事業契約の締結にあたり、「紀北町議会の議決を付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定に基づき議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、内容について、ご説明させていただきます。

まず最初に、今回、提案させていただいております変更契約につきましては、三重県との受託契約にかかる分の国及び県補助金の追加に伴い、三重県との委託事業契約の金額が変更となるため、議会の議決が必要となることによるものでございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

119ページをお願いいたします。

平成26年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における変更前、変更後の対照表でございます。上の表が契約額の変更前、変更後の対照表、下の表が事業概要の変更前、変更後の対照表でございます。

まず上の表でございます。

三浦漁港海岸事業費につきましては、変更前が1億円、変更後が1億518万円となり、518万円の増額となっております。事務費につきましては、変更前500万円、変更後が525万9,000円となり、25万9,000円の増額となるものでございます。

矢口漁港海岸につきましては、変更前が300万円、変更後が278万1,000円となり、21万9,000円の減額となっております。事務費につきましては、変更前15万円、変更後が13万9,000円となり、1万1,000円の減額となるものでございます。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして、変更前1億815万円、変更後1億1,335万9,000円となり、520万9,000円の増額となるもので、この金額により三重県との委託事業契約を変更しようとするものでございます。

続きまして、下の表でございます。

三浦漁港海岸につきましては、平成26年度事業といたしまして、堤防工を現在行っているところでございます。矢口漁港海岸につきましては、平成25年度から進めておりました

白越水門工の整備が終了いたしましたところでございます。

次に矢口漁港海岸の積算業務、用地費、補償費についてであります。建物補償等の積算業務に日数を要したことから、今年度中に取得または補償できる見込みが困難となった用地費、補償費等が発生したところでございます。このことにつきましては、県とも協議した結果、国県に返却するものではなく、三浦漁港海岸へ流用し、紀北町全体としての進捗を少しでも図るため、今回、矢口地区での減額の変更及び三浦地区での増額の変更を行おうとするものでございます。

続きまして、120ページをお願いいたします。

三浦漁港海岸の平面図でございます。

図面向かって左側の赤色で着色している部分が、平成26年度事業委託分の施行箇所でございます。堤防の本体工を施行してございます。

次に、古戸川水門の左岸側の堤防につきましては、当初予定しておりました堤防の基礎工にあわせて今回の変更増額分を合わせて、堤防本体工の施行を行おうとするものでございます。

続きまして、121ページをお願いいたします。

三浦漁港海岸の堤防の標準断面図でございます。

続きまして、122ページをお願いいたします。

矢口漁港海岸の平面図でございます。矢口漁港海岸につきましては、引き続き用地取得を最優先に行ってまいり所存でございます。

続きまして、123ページをお願いいたします。

先ほども申し上げました平成26年度において、整備が終了いたしました水門の横断面図、縦断面図でございます。

議案第26号についての説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

## **東清剛議長**

次に、議案第27号の内容説明を求めます。

植地建設課長。

## **植地俊文建設課長**

それでは、議案第27号 紀北町道の路線変更について、ご説明させていただきます。

議案書124ページをお願いします。

議案第27号 紀北町道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

#### 記

1. 路線名 町道山本5号線

2. 道路の区域 道路の区域につきましては、表の上段。旧の区域は起点 紀北町紀伊長島区東長島字山本1065番1地先から終点、紀北町紀伊長島区東長島字山本1064番地先まで、幅員2.2mから4.0m、延長240.0m。

表の下段、新区域は起点、紀北町紀伊長島区東長島字山本1065番1地先から、終点、紀北町紀伊長島区東長島字津本1130番1地先まで、幅員2.2mから6.0m、延長369.0m。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

町道山本5号線を延長することに伴い、本路線の終点を変更し町道として管理していく必要があるためでございます。

今回の路線変更は、町道山本5号線と近畿自動車道紀勢線の整備に伴い設置される側道、町道山本9号線と接続することにより、当地区における一般車両、緊急車両等の通行の円滑化及び安全を確保するため、本路線の終点を変更するものでございます。

このことにより、町道山本5号線の終点が、紀北町紀伊長島区東長島字山本1064番地先から、紀北町紀伊長島区東長島字津本1130番1地先に変更になるものでございます。

125ページの位置図をご覧ください。

路線名は町道山本5号線でございます。位置図では青色で変更前の起点から終点240mを示しており、赤色で変更後の新しい終点と延長した部分129.0mを示しております。今回、終点を変更することにより、町道山本5号線の延長が240mから369mとなり、幅員につきましても2.2mから4mのものが、2.2mから6mに変更になるものでございます。

以上が、議案第27号の説明でございます。よろしく申し上げます。

---

#### 東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。2時15分まで休憩いたします。

(午後 2時 03分)

---

**太田哲生副議長**

それでは、休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。

(午後 2時 16分)

---

**日程第34****太田哲生副議長**

議長が体調不良により、地方自治法第106条第1項の規定により、議長に変わりをまして、私が議長の職務を行います。

次に、議案第28号についての内容説明を求めます。

井谷財政課長。

**井谷哲財政課長**

議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の内容について、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度 紀北町一般会計補正予算（第6号）

平成26年度紀北町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億458万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億451万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

5ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費でございますが、海岸保全施設整備事業など合計4件、7,359万2,000円を平成27年度に繰越しようとするものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表は、債務負担行為補正でございますが、1の追加につきましては、三重県自治体共同積算システムの期間を平成26年度から27年度、限度額を40万円として追加しようとするものでございます。

2の変更につきましては、防犯カメラ賃貸借契約町民センター図書室分の期間を平成26年度から30年度までを、平成26年度から31年度までとし、限度額を96万円から21万9,000円を増額して、117万9,000円に変更するものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

第4表は、地方債補正でございますが、過疎対策事業を3億3,750万円から3,000万円減額して3億750万円に、合併特例事業を6億5,560万円から2,220万円減額して、6億3,340万円に、緊急防災・減債事業を1億7,670万円から3,060万円減額して1億4,610万円に限度額を変更するものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、10ページをご覧ください。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第1目・総務費負担金は1,000円の減額で三重県南部地域活性化基金事業市町負担金の実績見込みによるものでございます。

第2目・民生費負担金は354万7,000円の減額で、私立保育所保育料負担金の実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費負担金は8万4,000円の増額で、未熟児養育医療給付負担金の実績見込みによるものでございます。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第3目・衛生使用料は3万2,000円の増額で、墓地使用料の実績見込みと不燃物処理施設使用料の減額によるものでございます。

第5目・商工使用料は1,858万4,000円の増額で、紀北町森林公園オートキャンプ場の利

用者の増に伴う施設使用料の増額等でございます。

11ページをご覧ください。

第6目・土木使用料は270万3,000円の減額で、道路占用料改定に伴うものでございます。

第7目・教育使用料は20万8,000円の減額で、幼稚園保育料等でございます。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は811万3,000円の減額で、障害者自立支援給付費負担金や児童手当等負担金の実績見込みに伴うもの等でございます。

12ページをご覧ください。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は270万7,000円の増額で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等の増によるものでございます。

第2目・民生費補助金は3,838万9,000円の減額で、障害者地域生活支援事業費等補助金や臨時福祉給付金国庫補助金等の実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は142万2,000円の減額で、合併浄化槽設置整備事業にかかる循環型社会形成推進交付金の実績見込みによるものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は4,750万円の減額で、海岸保全施設整備事業費の実績見込みによるものでございます。

第6目・土木費補助金は397万1,000円の減額で、社会資本整備総合交付金の事業の実績見込みによるものでございます。

第8目・教育費補助金は19万1,000円の減額で、特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金等の実績見込みによるものでございます。

13ページをご覧ください。

第3項・委託金、第2目・民生費委託金は1万1,000円の増額で、児童手当等事務取扱委託金の確定によるものでございます。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は7万4,000円の増額で、特例処理事務交付金でございます。

第2目・民生費負担金は344万6,000円の増額で、国民健康保険基盤安定事業費負担金等の決定によるもののほか、実績見込みによるものでございます。

14ページをご覧ください。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は269万2,000円の増額で、三重県地域活性化支援事業補助金等の決定によるものでございます。

第2目・民生費補助金は259万5,000円の増額で、主なものとしては地域生活支援事業費補助金の実績見込みによる減額と子育て支援交付金等は補助率変更による増額のほか、事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は21万4,000円の減額で、浄化槽設置整備事業にかかる浄化槽設置促進事業補助金の実績見込みによる減額と小児救急医療支援事業補助金の増額によるものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は5,155万1,000円の減額で、各種補助金等の精算に伴うものでございます。

15ページをご覧ください。

第5目・商工費補助金は、33万7,000円の減額で、三重県南部地域活性化基金事業費補助金の精算によるものでございます。

第6目・土木費補助金は216万円の減額で、木造住宅耐震補強事業費補助金の精算によるものでございます。

第7目・消防費補助金は273万4,000円の減額で、地域減災力強化推進補助金の精算によるものでございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は30万5,000円の減額で、統計調査にかかる交付金の確定によるものでございます。

第6目・土木費委託金は186万7,000円の減額で、海岸清掃委託金の精算によるものでございます。

16ページをご覧ください。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は13万7,000円の増額で、送電線電線張替工事等に伴う土地貸付収入の増によるものでございます。

第2目・利子及び配当金は77万3,000円の増額で、基金運用による利息でございます。

第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入は516万円の増額で、三重県等への土地売払収入が209万3,000円、紀勢自動車道地域振興施設建設用材立木売払収入が18万円、町有林支障木伐採補償金として288万7,000円でございます。

第16款及び第1項が寄附金、第1目・総務費寄附金は118万円の増額で、ふるさと寄附金でございます。

17ページをご覧ください。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は7,814万5,000円の

減額で、当初予算及び補正1号で財政調整基金より繰り入れをした一部を戻し入れするもの  
でございます。

第19款・諸収入、第4項・受託事業収入、第3目・農林水産業費受託事業収入は1,033万  
8,000円の減額で、森林総合研究所分収造林受託事業の精算によるものでございます。

第5項及び第6目が雑入は556万1,000円の減額で、18ページの土地改良施設維持管理適  
正化事業交付金やEV・PHV車両用の充電器にかかる充電インフラ普及支援金の事業精  
算によるものでございます。

第20款及び第1項が町債、第4目・農林水産業債は1,950万円の減額で、中山間地域総合  
整備事業と、海岸保全施設整備事業の精算見込みによるものでございます。

第6目・土木債は2,220万円の減額で、町道沖見1号線道路整備事業など道路橋りょう債  
18事業の精算見込みによるものでございます。

19ページをご覧ください。

第7目・消防債は4,110万円の減額で、消火栓新設事業など消防債9事業の精算見込みに  
よるものでございます。

これで歳入予算のご説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

20ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は44万円の減額で、政務活動費の精算によるもの  
でございます。

21ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は1,154万7,000円の減額で、  
主に、職員人件費及び地域協議会活動の実績見込みによるものでございます。

第5目・財産管理費は3,279万7,000円の増額で、財政調整基金等、各基金への積立金と、  
庁舎管理事業や町有財産管理事業は、事業の精算見込みによるものでございます。

第6目・企画費は145万9,000円の減額で、人づくり事業等、各事業の精算見込みによる  
ものでございます。

第7目・支所及び出張所費は170万円の減額で、海山総合支所管理事業の精算見込みによ  
るものでございます。

第11目・一般訴訟費は107万円の減額で、公金支出差止等請求事件の判決が確定したこと  
によるものでございます。

22ページをご覧ください。

第13目・地域振興費は225万4,000円の減額で、紀勢自動車道地域振興施設整備事業のうち、竣工式等の経費を減額するものでございます。

23ページをご覧ください。

第2項・徴税費 第1項・税務総務費は120万円の減額で、固定資産税評価時点修正業務委託の減によるものでございます。

24ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第4目・町議会議員選挙費は366万1,000円の減額で、町議会議員選挙執行事業の精算見込みによるものでございます。

25ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は30万5,000円の減額で、指定統計調査受託事業の精算見込みによるものでございます。

26ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は3,216万6,000円の減額で、保険基盤安定負担金の決定による国民健康保険事業特別会計繰出金の増額と、臨時福祉給付金給付事業等の実績見込みによる補助金及び負担金の減額等によるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は431万1,000円の減額で、障害者地域生活支援事業等の減及び障害者介護・訓練等給付事業の増など、精算見込みによるものでございます。

28ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は545万5,000円の減額で、老人福祉特別対策事業（町単）のねたきり老人等福祉保健手当の精算見込みと後期高齢者医療特別会計繰出金の、同医療の広域連合納付金の決定によるもの、その他につきましては、それぞれの事業の精算見込みによるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は566万2,000円の減額で、職員人件費及び嘱託職員等の賃金の実績見込みによるものでございます。

第4目・老人保健費は8,000円の増額で、老人保健事務事業の平成25年度分の精算による返還金でございます。

29ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は子育て支援センター設置事業等の財源

更正であります。第2目・保育所費は301万4,000円の減額で、児童保育事業の実績見込みによるものでございます。第3目・児童措置費は1,233万円の減額で、児童手当等支給事業の実績見込みによるものでございます。

30ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1,260万2,000円の減額で、職員人件費と地域保健共通事業の実績見込みによるものでございます。

第2目・予防費は1,101万6,000円の減額で、予防接種事業等の実績見込みによるものでございます。

第3目・環境衛生費は544万1,000円の減額で、荷坂やすらぎ苑組合負担金の精算と、合併処理浄化槽設置基数の減によるものでございます。

31ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第2目・塵芥処理費は700万円の増額で、リサイクルセンター管理運営事業の実績見込みによるものでございます。

32ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は20万9,000円の増額で、主に上水道事業繰出金の企業債償還利子の精算によるものでございます。

33ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費は420万円の減額で、人・農地プラン事業等、各事業の精算見込みによるものでございます。

第5目・農地費は520万4,000円の減額で、土地改良施設維持管理適正化事業等、各事業の精算見込みによるものでございます。

34ページをご覧ください。

第2項・林業費、第2目・林業振興費は320万1,000円の減額で、森林・林業再生基盤づくり交付金事業等、各事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・林業施設費は1,067万6,000円の減額で、森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業等、各事業の実績見込みによるものでございます。

第4目・町有林造成費は850万7,000円の減額で、町有林造成事業の精算見込みによるものでございます。

第5目・分収造林費は1,033万8,000円の減額で、分収造林事業の精算見込みによるものでございます。

36ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は14万2,000円の減額で、藻場調査事業の実績見込みによるものでございます。

第2目・水産業振興費は212万7,000円の減額で、漁業振興対策事業等、各事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・漁港管理費は1億424万6,000円の減額で、三浦及び矢口漁港の海岸保全施設整備事業の実績見込みによるものでございます。

37ページをご覧ください。

第6款及び第1項が商工費、第2目・商工業振興費は144万2,000円の減額で、道の駅マンボウ管理事業等、各事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・観光費は632万2,000円の増額で、森林公園オートキャンプ場の利用者の増によるもののほか、各事業の実績見込みによるものでございます。

38ページをご覧ください。

第7款・土木費、第2項・道路橋りょう費、第2目・道路橋りょう維持費は199万5,000円の減額で、事業の精算見込みによるものでございます。

第3目・道路橋りょう新設改良費は1,996万3,000円の減額で、町道道路改良事業等、事業の精算見込みによるものでございます。

39ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は224万円の減額で、事業の精算見込みによるものでございます。第3目・砂防費は473万2,000円の増額で、急傾斜地崩壊対策事業の変更に伴い負担金を増額するものでございます。

40ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第2目・港湾施設費は175万円の減額で、江ノ浦大橋耐震化事業負担金の変更によるものでございます。

41ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は695万1,000円の減額で、事業の精算見込みによるものでございます。

42ページをご覧ください。

第8款及び第1項が消防費、第1目・常備消防費は2,799万8,000円の減額で、三重紀北消防組合負担金の精算見込みによるものでございます。

第2目・非常備消防費は113万3,000円の減額で、三重県消防操法大会出場の精算によるものでございます。

第3目・消防施設費は181万1,000円の減額で、主に消防機械器具整備管理事業の消火栓工事負担金の減によるものでございます。

第5目・災害対策費は685万5,000円の減額で、防災推進事業ほか各事業の精算見込みによるものでございます。

44ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は148万6,000円の減額で、嘱託職員等賃金の実績見込みによるものでございます。

第4目・奨学費は312万円の減額で、奨学金貸与事業の実績見込みによるものでございます。

45ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は345万5,000円の減額で、特別支援学級児童介助教員設置事業等、各事業の実績見込みによるものなどでございます。

第2目・教育振興費は財源更正でございます。

46ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は62万2,000円の減額で、中学校教育コンピュータ整備事業の精算見込みによるものでございます。

第2目・教育振興費は40万9,000円の減額で、中学校の要保護及び準要保護生徒就学援助事業の精算見込みによるものでございます。

47ページをご覧ください。

第4項及び第1目が幼稚園費は844万5,000円の減額で、職員人件費及び嘱託職員等賃金のほか、紀伊長島区の通園バス運転業務委託料の精算によるものでございます。

48ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は71万8,000円の減額で、嘱託職員等賃金等、精算見込みによるものと財源更正でございます。

第2目・公民館費は38万円の減額で、公民館運営審議会の実績見込みによるものでございます。

第4目・文化財調査費は30万2,000円の減額で、特別天然記念物カモシカ食害対策事業の精算見込みによるものでございます。

49ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は30万円の減額で、選手派遣補助金等の精算見込みによるものでございます。

第3目・体育施設費は、財源更正でございます。

次に、50ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

次に、51ページは地方債の残高の見込みに関する調書ですが、次のページの合計欄で説明させていただきます。

前年度末現在高は121億260万4,000円で、当該年度中の起債見込額は今回の補正後14億7,140万円、当該年度中の元金償還見込額が12億8,654万5,000円であり、当該年度末現在高見込額は122億8,745万9,000円でございます。

次に、53ページの給与費明細書をご覧ください。

一番下の比較の行で、その他の特別職の報酬は173万6,000円の減額ですが、防災訓練執行事業の消防団員出動報酬等の精算見込みによるものでございます。

54ページの一般職総括の表をご覧ください。

比較の行の職員数で1名の減、給与費の給料で1,294万8,000円の減額は、職員手当で645万9,000円の減額、共済費で109万9,000円の減額、合計2,050万6,000円の減額は、退職者、休職者等の減額等、職員人件費の精査によるものでございます。

以上で平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

すいません。16ページの第2目・利子及び配当金のところで、77万3,000円と、私が言いました。これを77万4,000円の増額で訂正してください。よろしく願いします。どうもすいませんでした。

---

## 日程第35・36

### 太田哲生副議長

次に、議案第29号、第30号についての内容説明を求めます。

脇住民課長。

### 脇俊明住民課長

それでは、議案第29号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度 紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ398万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,905万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料につきましては757万円を減額し、3億8,284万3,000円にしようとするものでありますが、保険料の収入見込みに伴うものでございます。

第2目・退職被保険者等国民健康保険料につきましては、643万2,000円を減額し、3,756万円にしようとするものでありますが、第1目と同様に保険料の収入見込みに伴うものでございます。

8ページをご覧ください。

第9款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目・利子及び配当金につきましては、1万6,000円を増額しようとするものでありますが、財政調整基金積立金利子の額の決定に伴うものでございます。

第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、1,000万4,000円を増額し、1億5,910万1,000円にしようとするものでありますが、保険基盤安定繰入金のうち、保険料軽減分で797万3,000円を増額と、保険者支援分で203万1,000円の増額でございますが、いずれも額の決定に伴うものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

第7款及び第1項・共同事業拠出金、第1目・高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては144万4,000円を減額し7,106万7,000円にしようとするものでありますが、拠出金の額の決算見込みに伴うものでございます。

第4目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、1,337万円を減額し3億7,129万円にしようとするものでありますが、拠出金の額の決算見込みに伴うものでございます。

10ページをご覧ください。

第9款及び第1項・基金積立金、第1目・財政調整基金積立金につきましては、558万円を減額し、1,193万9,000円にしようとするものでございます。

11ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第1目・国庫支出金返納金につきましては、1,641万2,000円を増額し、1,701万8,000円にしようとするものでありますが、前年度の療養給付費負担金の精算による返還金でございます。

以上で、議案第29号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

### **脇俊明住民課長**

引き続きまして、議案第30号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度 紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成26年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ455万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,471万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明いたしますので、6ページをご覧ください。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金は307万4,000円を減額し3億2,318万6,000円にしようとするものであり、電算事務委託料等の額の決定に伴うものであります。

第2目の保険基盤安定繰入金は、147万6,000円を減額し、7,971万4,000円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の額の精算に伴うものでございます。続きまして歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、302万4,000円を減額し、2,310万9,000円にしようとするものでありますが、電算委託料の決定に伴うものでございます。

8ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、152万6,000円を減額し、5億3,037万4,000円にしようとするものでありますが、三重県後期高齢者医療広域連合納付金の精算見込みによるものでございます。

以上で、議案第30号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

---

## 日程第37

### 太田哲生副議長

次に、議案第31号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

### 大谷眞吾保健福祉課長

それでは、議案第31号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度 紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

予算総額の増減はございませんが、歳出予算の組み替えを行うものでございます。

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、ご説明させていただきます。

それでは、歳出予算についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は439万6,000円を減額し1億5,862万1,000円とするものであります。内容としましては、職員人件費の実績見込みによる減額を行った結果、439万6,000円の減額を行うものでございます。

5ページをお願いいたします。

第3款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金は439万6,000円を増額し、1,767万3,000円とするものであります。内容といたしましては、職員人件費で減額した439万6,000円を基金に積み立てするものでございます。

以上で、議案第31号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

## 日程第38

### 太田哲生副議長

次に、議案第32号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

### 久保健作水道課長

それでは、議案第32号について、ご説明いたします。

議案第32号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

1 ページをお願いいたします。

平成26年度 紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成26年度紀北町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目・既決予定額・補正予定額・計の順番にご説明いたします。

収入でございます。

第1款・水道事業収益、既決予定額3億269万1,000円、補正予定額1,566万2,000円の減額、計2億8,702万9,000円。

第1項・営業収益、既決予定額2億4,965万5,000円、補正予定額1,146万5,000円の減額、計2億3,819万円。

第2項・営業外収益、既決予定額、4,298万1,000円、補正予定額419万7,000円の減額、計3,878万4,000円。

第2款・簡易水道事業収益、既決予定額1億4,413万1,000円、補正予定額1,105万1,000円の増額、計1億5,518万2,000円。

第1項・営業収益、既決予定額9,879万6,000円、補正予定額402万3,000円の減額、計9,477万3,000円。

第2項・営業外収益、既決予定額4,229万5,000円、補正予定額1,507万4,000円の増額、計5,736万9,000円。

支出でございます。

第1款・水道事業費用、既決予定額5億4万1,000円、補正予定額358万6,000円の減額、計4億9,645万5,000円。

第1項・営業費用、既決予定額2億9,485万6,000円、補正予定額747万1,000円の減額、計2億8,738万5,000円。

第2項・営業外費用、既決予定額1,916万1,000円、補正予定額388万5,000円の増額、計2,304万6,000円。

第2款・簡易水道事業費用、既決予定額1億6,165万2,000円、補正予定額195万5,000円

の減額、計1億5,969万7,000円。

第1項・営業費用、既決予定額1億1,961万7,000円、補正予定額181万7,000円の減額、計1億1,780万円。

第2項・営業外費用、既決予定額1,745万8,000円、補正予定額13万8,000円の減額、計1,732万円。

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,903万8,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額924万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,948万1,000円、建設改良積立金8,031万1,000円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順番にご説明いたします。

収入でございます。

第1款・資本的収入、既決予定額1億3,776万6,000円、補正予定額2,760万円の減額、計1億1,016万6,000円。

第1項・負担金、既決予定額400万円、補正予定額160万円の減額、計240万円。

第3項・企業債、既決予定額9,490万円、補正予定額2,600万円の減額、計6,890万円。

支出でございます。

第1款・資本的支出、既決予定額3億7,286万6,000円、補正予定額3,366万2,000円の減額、計3億3,920万4,000円。

第1項・建設改良費、既決予定額2億3,053万5,000円、補正予定額3,366万2,000円の減額、計1億9,687万3,000円。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「4,991万円」を「5,011万9,000円」に改める。

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた限度額を次のように改める。

起債の目的

簡易水道事業債、既決予定額4,750万円、補正予定額1,300万円の減額、計3,450万円。

過疎対策事業債、既決予定額4,740万円、補正予定額1,300万円の減額、計3,440万円。

簡易水道事業債・過疎対策事業債の既決予定額の計は9,490万円、補正予定額の計は2,600万円、限度額の計は6,890万円。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 予算第8条中(1)職員給与費「2億4,387万円」を「2億4,168万3,000円」に改める。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

予算書の22ページをお願いいたします。

平成26年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)実施計画説明書、収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款・水道事業収益は、補正予定額1,566万2,000円を減額し、2億8,702万9,000円とするものです。

第1項・営業収益は1,146万5,000円を減額し、2億3,819万円にするものです。

第1目・給水収益は1,146万5,000円を減額し、2億3,612万2,000円にするものです。これは平成26年9月までの実績を考慮して計算したものでございます。

第2項・営業外収益は419万7,000円を減額し3,878万4,000円とするものでございます。

第2目・補助金は、28万9,000円を増額して238万円とするもので、企業債利子の精算によるものです。

第3目・長期前受金戻入は、448万6,000円を減額し3,583万4,000円とするもので、当初予算作成時は見込みでありましたので、精算によるものです。

23ページをお願いします。

第2款・簡易水道事業収益は1,105万1,000円を増額しまして、1億5,518万2,000円とするものです。

第1項・営業収益は402万3,000円減額して、9,477万3,000円とするものです。これは、先にご説明いたしました、水道事業収益同様の理由でございます。

第2項・営業外収益は1,507万4,000円を増額して、5,736万9,000円とするものでございます

第1目・補助金8万円を減額し887万3,000円とするものでございます。これは企業債償還利子の精算によるものでございます。

第2目・長期前受金戻入は1,515万4,000円を増額して、4,845万7,000円にするものがございます。これは、先にご説明いたしました水道事業収益同様の理由でございます。

24ページをお願いいたします。

支出でございます。

第1款・水道事業費用は358万6,000円を減額して4億9,645万5,000円とするものがございます。

第1項・営業費用は747万1,000円を減額し、2億8,738万5,000円とするものがございます。

第3目・総係費は530万6,000円減額し、1億114万9,000円とするものがございます。これは、6月分賞与への賞与引当金の充当などによるものがございます。

第4目・減価償却費は216万5,000円を減額して、1億2,809万8,000円とするものがございます。これは精算によるものがございます。

第2項・営業外費用は388万5,000円を増額して、2,304万6,000円にするものがございます。

第1目・支払利息及び企業債取扱諸費385万円を増額して1,694万5,000円にするものがございます。これは上水道企業債利子償還金の精算によるものがございます。失礼しました。支払い利息及び償還取扱諸費は、38万5,000円を増額でございます。すいません。増額で訂正をお願いいたします。

続きまして、24ページの第2目・消費税及地方消費税350万円増額して、610万円とするものがございます。これにつきましても、精算によるものがございます。

25ページをお願いします。

第2款・簡易水道事業費用195万5,000円を減額して、1億5,969万7,000円にするものがございます。

第1項・営業費用は181万7,000円を減額して、1億1,780万円にするものがございます。

第3目・総係費は56万円を減額して1,196万1,000円とするもので、これは水道事業費用と同様の理由によるものがございます。

第4目・減価償却費は125万7,000円を減額して、6,835万6,000円とするもので、これも精算によるものがございます。

第2項・営業外費用、第1目・支払利息及び企業債取扱諸費は13万8,000円を減額して、1,732万円とするものです。これは簡易水道企業債利子の償還金の精算によるものがございます。

ます。

続いて、26ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

まず収入から、第1款・資本的収入は2,760万円を減額して、1億1,016万6,000円とするものでございます。

第1項・負担金、第1目・負担金は160万円を減額して、240万円とするもので、これは消火栓設置工事負担金の精算によるものです。

第3項・企業債、第1目・企業債は2,600万円を減額して、6,890万円にするものです。これは簡易水道事業債と過疎対策事業債の精算によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

支出でございます。

第1款・資本的支出は3,366万2,000円を減額し、3億3,920万円とするものでございます。

第1項・建設改良費は2,463万9,000円を減額して、5,143万1,000円とするものでございます。

委託料、工事請負費につきましては、精算によるものでございますが、赤羽川左岸配水管布設替工事につきましては、三重県との協議に時間を要したため、平成26年度では減額しまして、平成27年度で予算計上しております。

第2項・固定資産購入費は176万1,000円を増額して、4,283万6,000円とするものでございます。精算による増減でございます。

28ページをお願いいたします。

第3目・簡易水道改良費は1,078万4,000円を減額して、1億260万6,000円とするものでございます。

委託料、工事請負費とも精算によるものでございます。

以上で、議案32号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

すいません。ただいまの説明で1つ間違っ読み上げたところがございます。27ページの支出の資本的支出の計でございます。3億3,920万4,000円を3,920万円と間違っ読み上げましたので、訂正いたします。どうもすいませんでした。

**太田哲生副議長**

それでは、暫時休憩いたします。3時30分まで休憩いたします。

(午後 3時 17分)

---

**太田哲生副議長**

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時 30分)

---

**日程第39**

**太田哲生副議長**

先ほど入江議員から議事進行があり、提案議案に関し、損害賠償裁判に関する資料提出の要請がありました。本日の提案議案については、あくまでも条例改正によるものでございますので、ご理解いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(「了解」と呼ぶ者あり)

**太田哲生副議長**

それでは、議案第33号について内容説明を求めます。

井谷財政課長。

**井谷哲財政課長**

それでは、議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算の内容について、説明させていただきます。予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度 紀北町一般会計予算

平成27年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93億3,055万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

2ページをご覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

続きまして、8ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。複合機賃貸借契約など、全部で8件でございます。続きまして、9ページをご覧ください。

第3表 地方債でございます。限度額は過疎対策事業ほか合計で11億4,950万円でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明申し上げます。

12ページをご覧ください。

第1款・町税、第1項・町民税、第1目・個人は5億1,797万7,000円でございます。前年度と比較し3,530万5,000円の減額でございます。

第2目・法人は9,940万1,000円でございます。前年度と比較し179万7,000円の減額でございます。

第2項及び第1目ともに固定資産税は6億3,811万1,000円でございます。前年度と比較

し597万4,000円の増額でございます。

13ページをご覧ください。

第2目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金は2,259万円で、森林管理署、三重県及び企業庁からの交付金ですが、前年度と比較し65万7,000円の増額でございます。

第3項及び第1目ともに軽自動車税は3,913万円で、前年度と比較し43万8,000円の増額でございます。

第4項及び第1目ともに町たばこ税は1億2,644万円で、前年度と比較し1,071万6,000円の増額でございます。

14ページをご覧ください。

第2款・地方譲与税、第1項及び第1目ともに地方揮発油譲与税は1,990万円、前年度と比較し10万円の減額でございます。

第2項及び第1目ともに自動車重量譲与税は4,160万円で、前年度と比較し640万円の減額でございます。

15ページをご覧ください。

第3款、第1項、第1目ともに利子割交付金は504万5,000円で、前年度と比較し7万9,000円の減額でございます。

第4款、第1項、第1目ともに配当割交付金は707万2,000円で、前年度と比較し313万3,000円の増額でございます。

第5款、第1項、第1目ともに株式等譲渡所得割交付金は162万1,000円で、前年度と比較し70万7,000円の増額でございます。

16ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は1億9,700万円で、前年度と比較し2,400万円の増額でございますが、昨年消費税が5%から8%になり、それに伴い地方消費税率が1%から1.7%になったことによるものでございます。

第7款、第1項、第1目ともに自動車取得税交付金は1,300万円で、前年度と比較し900万円の減額となり、第8款、第1項、第1目ともに地方特例交付金は470万円で、前年度と同額となっております。

17ページをご覧ください。

第9款、第1項、第1目ともに地方交付税は40億1,072万5,000円でございます。

このうち普通交付税は37億5,000万円、特別交付税は2億6,072万5,000円でございます。

合わせて前年度と比較し1,136万7,000円、約0.3%の減でございます。

第10款、第1項、第1目ともに交通安全対策特別交付金は150万円で、前年度と比較し60万円の減額でございます。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第1目・総務費負担金は15万円で、三重県南部地域活性化基金事業市町負担金でございます。

第2目・民生費負担金は9,261万円でございますが、主なものとしては、私立保育所保育料負担金7,012万1,000円、18ページの老人ホーム入所負担金の赤羽寮分1,102万3,000円でございます。

第3目・衛生費負担金は3万円でございます。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第1目・総務使用料は293万4,000円で前年度と同額でございます。

第2目・民生使用料は3,000円でございます。

第3目・衛生使用料は800万4,000円で、主なものは、19ページをご覧ください、一般廃棄物処理施設使用料408万円でございます。

第4目・農林水産使用料は227万9,000円でございます。

第5目・商工使用料は5,940万6,000円で、主なものとしては、ふるさと温泉施設使用料の2,374万9,000円、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料の3,088万5,000円でございます。

第6目・土木使用料は5,188万円で、主なものは、町営住宅使用料4,728万8,000円でございます。

第7目・教育使用料は507万8,000円で、主なものは、教員住宅使用料183万円と20ページをご覧ください。幼稚園保育料184万8,000円でございます。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は822万7,000円で、主なものとしては、21ページをご覧ください、戸籍手数料430万3,000円、住民票手数料172万6,000円でございます。

第3目・衛生手数料は81万7,000円でございます。

第4目・農林水産手数料は1万7,000円でございます。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は4億5,769万2,000円で、主なものとしては、障害者自立支援給付費負担金1億7,939万9,000円、22ページの保育所運営費負担金1億57万2,000円、児童手当等負担金1億3,296万5,000円でございます。

第2目・衛生費負担金48万5,000円は、未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金2,452万7,000円は、主なものとしては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、総合住民情報システム運営事業、高度情報化推進事業等に充当いたします。

第2目・民生費補助金1,416万3,000円は、主なものとしては、障害者地域生活支援事業費等補助金874万4,000円でございます。

第3目・衛生費補助金は575万3,000円で、主なものとしては、循環型社会形成推進交付金464万円で、合併浄化槽設置整備事業に充当しております。

23ページをご覧ください。

第4目・農林水産業費補助金は1億5,413万1,000円で、主なものとしては、海岸保全施設整備事業費補助金1億5,000万円でございます。

第6目・土木費補助金は、社会資本整備総合交付金の1,592万4,000円で、橋りょう長寿命化修繕事業や木造住宅耐震補強事業等に充当いたします。

第7目・消防費補助金は6,330万円で、社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）で地震・津波災害避難路等整備事業に充当いたします。

第8目・教育費補助金は2,965万8,000円で、主なものとしては、学校施設環境改善交付金として、小・中学校施設の防災機能強化非構造部材耐震化事業分2,279万円や、特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金の400万円でございます。

24ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は18万8,000円でございます。

第2目・民生費委託金は459万9,000円で、主なものは、国民年金事務委託金の450万9,000円でございます。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は93万9,000円で、特例処理事務交付金でございます。

第2目・民生費負担金は3億1,354万3,000円で、主なものとしては、障害者介護給付費負担金8,823万2,000円、国民健康保険及び後期高齢者医療の基盤安定事業費負担金1億2,466万6,000円ほか、25ページの保育所運営費負担金5,028万6,000円でございます。

第3目・衛生費負担金24万2,000円は、未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は31万6,000円で、主なものは、三重県南部地域活性化基金事業費補助金29万8,000円で、移住・定住・交流促進事業に充当いたします。

第2目・民生費補助金は8,471万8,000円で、主なものとしては、心身障害者医療費補助

金3,377万5,000円、保育緊急確保事業費補助金1,621万円、子ども医療費補助金1,585万5,000円等でございます。

第3目・衛生費補助金は641万8,000円で、主なものとしては、浄化槽設置促進事業補助金312万7,000円や26ページの小児救急医療支援事業補助金140万4,000円等でございます。

第4目・農林水産業費補助金は1億6,864万2,000円で、主なものとしては、新規就農者総合支援事業費補助金840万円、みえ森と緑の県民税市町交付金930万6,000円、市町営漁港海岸保全事業費補助金1億500万円でございます。

27ページをご覧ください。

第5目・商工費補助金は303万7,000円で、主なものは、三重県南部地域活性化基金事業費補助金226万6,000円で地域の企業と大学生マッチング支援事業や特産品開発事業に充当いたします。

第6目・土木費補助金は339万4,000円で、木造住宅耐震関係補助金でございます。

第7目・消防費補助金は1,024万7,000円で、地域減災力強化推進補助金でございます。

第8目・教育費補助金は190万2,000円で、放課後子ども教室推進事業費補助金等でございます。

第10目・電源立地地域対策交付金は1,145万円で、嘱託職員賃金及び消防施設・機械器具整備事業に充当いたします。

28ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は4,389万2,000円で、主なものとしては、税務一般事務事業及び町税賦課徴収事業に充当する県民税徴収取扱委託金2,190万円、知事及び県議会議員選挙執行委託金1,235万3,000円のほか統計調査費委託金等でございます。

第4目・農林水産業費委託金は185万円で、海岸維持修繕事業委託金等でございます。

第6目・土木費委託金は1,658万7,000円で、主なものとしては、海岸清掃委託金640万円、江ノ浦橋管理委託金480万円等でございます。

第7目・消防費委託金は150万円で、樋門管理委託金でございます。

29ページをご覧ください。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は630万4,000円で町有地貸付収入等でございます。

第2目・利子及び配当金の789万2,000円は、基金運用利息等でございます。

30ページをご覧ください。

第2項・財産売払収入、第2目・物品売払収入は400万円でございます。

第16款及び第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金は600万円で、ふるさと寄附金でございます。

第4目・農林水産業費寄附金は200万円で、産地水産業強化支援事業に対する寄附金でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は4億7,955万2,000円で、前年度と比較し2億6,960万5,000円の増額でございます。

31ページをご覧ください。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は2,513万5,000円で、種まき権兵衛の里施設整備事業及び観光振興推進事業の高速道路延伸関連に充当いたします。

第4目・福祉事業基金繰入金は225万9,000円で、老人福祉特別対策事業に充当いたします。

第17目・交通安全対策事業基金繰入金は319万5,000円で、交通安全対策事業等に充当いたします。

第18款、第1項、第1目ともに繰越金は8,726万2,000円で、一般会計歳計剰余金でございます。

32ページをご覧ください。

第19款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金は1,793万6,000円で、第2目・加算金は1,000円でございます。

第2項及び第1目ともに町預金利子は1,000円でございます。

第3項及び第1目ともに貸付金元利収入は1,043万1,000円で、奨学資金貸付金返還金が621万8,000円、災害援護資金貸付金返還金が421万3,000円でございます。

33ページをご覧ください。

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は3,752万3,000円で、地域支援事業受託事業収入等でございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入は1,726万5,000円で、森林総合研究所分収造林受託事業収入等でございます。

第5項・雑入、第2目・弁償金は1,000円、第6目・雑入は5,795万2,000円で、主なものとしては、34ページの三重県市町村職員互助会公益事業等助成金の600万円、オータムジャンボ配分金580万円。

35ページをご覧ください。

土地改良施設維持管理適正化事業交付金1,170万円、36ページの消防団員退職報償金727万6,000円。

37ページをご覧ください。

ポリ塩化ビフェニル保管施設周辺整備交付金の913万3,000円などがございます。

38ページをご覧ください。

第20款及び第1項ともに町債、第1目の総務債2億3,490万円のうち、地域振興基金債1億2,820万円は合併特例事業債で、地域振興基金の積み立てに充当いたします。

過疎地域自立促進特別事業債は1億670万円で、過疎対策事業債の対象となるソフト事業として、CATV行政放送事業をはじめとする21事業に充当いたします。

第2目・民生債、410万円は合併特例債で、紀北広域連合運営事業に充当いたします。

第4目・農林水産業債、5,370万円のうち農業債150万円は過疎対策事業債で、中山間地域総合整備事業に充当し、水産業債5,220万円は合併特例事業債で、海岸保全施設整備事業に充当いたします。

第6目・土木債、1億3,920万円はすべて過疎対策事業債で、町道船付線道路改良整備事業など14事業に充当いたします。

39ページをご覧ください。

第7目・消防債、2億3,790万円のうち避難路整備事業債700万円、避難路誘導灯設置事業債280万円及び津波避難タワー建設事業債3,010万円は合併特例債で合計3,990万円、消防デジタル無線整備事業債1億4,170万円が緊急防災・減災事業債、その他の4事業が過疎対策事業債で合計5,630万円でございます。

第8目・教育債1億1,970万円のうち4,480万円は全国防災事業債で、小中学校施設の防災機能強化非構造部材耐震化事業に充当し、残りの7,490万円は合併特例債で、社会教育施設及び社会体育施設整備事業に充当いたします。

第10目・臨時財政対策債は3億6,000万円で、前年度と同額でございます。

以上が歳入予算でございます。

引き続き歳出予算を説明させていただきます。

人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明させていただきます。

40ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は1億1,058万1,000円で、議会活動及び議会事務

局運営事業は8,449万8,000円でございます。

42ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は5億6,732万1,000円でございます。嘱託職員等賃金は5,191万9,000円で、社会保険料等共済費及び事務補助員12名分の賃金でございます。総合住民情報システム運営事業は5,150万4,000円で、総合住民情報システムの運営に要する経費でございます。

44ページをご覧ください。

第2目・文書広報費は6,493万6,000円で、一般広報・広聴事業1,675万9,000円は、広報きほくの発行に要する経費等でございます。CATV行政放送事業は2,009万6,000円で、行政放送番組「ふるさと紀北町」の番組の製作等に要する経費でございます。

文書取扱事業は1,709万3,000円で、文書の処理、收受、発送及び複写機等の使用に要する経費でございます。

45ページをご覧ください。

第3目・財政管理費は238万3,000円で、主に、財務会計システム運営事業に要する経費でございます。

第4目・会計管理費は121万4,000円で、会計管理事務に要する経費でございます。

第5目・財産管理費は2億2,251万6,000円でございます。

このうち庁舎管理事業3,136万1,000円は、本庁舎や職員用パソコンの維持管理等に要する経費でございます。

また、基金管理事業1億4,986万2,000円は、基金の積立等に要する経費でございますが、合併特例事業債による地域振興基金積立金1億3,500万円のほか、ふるさと応援基金積立金等でございます。

46ページをご覧ください。

第6目・企画費は5,110万7,000円でございます。

主なものとしては、地方バス運行対策事業は1,706万9,000円で、尾鷲長島線等の維持及び自主運行の河合線、いこかバスの運行等に要する経費でございます。

47ページをご覧ください。

第7目・支所及び出張所費は2,761万5,000円でございます。

嘱託職員等賃金は4名分で803万円、海山総合支所管理事業は1,869万6,000円で、海山総合支所庁舎の維持管理に要する経費でございます。

48ページをご覧ください。

第8目・公平委員会費は4万7,000円で、公平委員会の運営に要する経費でございます。

第10目・生活安全推進費は388万5,000円で、防犯活動事業、交通安全対策推進事業等に要する経費でございます。

第11目・一般訴訟費は8,451万7,000円でございますが、水道関係訴訟事業の損害賠償等請求上告事件・上告受理申立事業に要する経費でございます。

49ページをご覧ください。

第12目・諸費は786万6,000円で、町税過誤納付による歳出還付金や自治会連合会への補助金等でございます。

50ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は8,577万7,000円でございます。

嘱託職員等賃金は2名分の385万4,000円で、税務一般事務事業は1,924万9,000円でございます。

51ページをご覧ください。

第2目・賦課徴収費は467万4,000円で、町税の賦課・徴収に要する経費等でございます。

52ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は7,371万2,000円で、嘱託職員等賃金は4名分766万9,000円、戸籍電算管理事業は1,837万3,000円などでございます。

54ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は698万4,000円でございます。

第5目・農業委員選挙費は230万円で任期満了に伴う農業委員選挙の執行にかかる経費でございます。

第9目・知事選挙費は896万7,000円、55ページの第10目・県議会議員選挙費は338万6,000円、双方ともに任期満了に伴う選挙の執行費でございます。

56ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は901万6,000円で、国勢調査等の指定統計調査にかかる受託事業でございます。

57ページをご覧ください。

第6項及び第1目ともに監査委員費は73万円でございます。

58ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は7億5,882万6,000円でございます。

嘱託職員等賃金は2名分で410万5,000円でございます。

国民健康保険事業特別会計繰出金は1億6,658万1,000円で、内容としては、保険基盤安定分、職員給与費分、財政安定化支援事業分、出産育児一時金などの国保会計への繰出金でございます。

紀北町社会福祉協議会助成事業は5,842万円で、紀北町社会福祉協議会への補助金でございます。

紀北広域連合運営事業は4億5,623万円で、紀北広域連合への負担金等でございます。

59ページをご覧ください。

第3目・身体障害者福祉費は5億87万円でございます。

心身障害者医療費助成事業は7,966万5,000円で、心身障害者の方への医療費助成でございます。

障害者地域生活支援事業は1,443万4,000円で、障害を持つ方がその適正に応じ、地域で自立した社会生活を営むことができるよう実施する事業に要する経費でございます。

障害者介護・訓練等給付事業は3億5,784万5,000円で、障害を持つ方に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費でございます。

60ページをご覧ください。

第4目・国民年金事務費は1,634万6,000円でございます。

62ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は4億8,580万3,000円でございます。

老人福祉特別対策事業・町単分の事業費は1,079万4,000円で、社会福祉大会など社会福祉協議会への委託料及びねたきり老人等福祉保健手当等の経費でございます。

配食サービス事業は1,032万4,000円で、一人暮らし高齢者等に栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて安否確認を行うための経費でございます。

後期高齢者医療特別会計繰出金は3億9,231万8,000円で、療養給付費等町負担金、職員人件費及び事務費等に要する経費を、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

63ページをご覧ください。

第2目・養護老人ホーム費は9,517万円でございます。

嘱託職員等賃金は13名分で2,748万9,000円でございます。

老人ホーム管理運営事業は2,910万円で、老人ホーム赤羽寮養護分の運営に要する経費でございます。

65ページをご覧ください。

第3目・介護保険費は41万円でございます。

第4目・老人保健費は25万2,000円でございます。

66ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は2,601万6,000円でございます。

子育て支援センター設置事業1,293万4,000円は、民間の子育て支援センターへの事業委託経費であり、放課後児童クラブ対策事業1,278万6,000円は、放課後の児童対策として引き続き取組むものでございます。

第2目・保育所費は3億4,315万7,000円でございます。

嘱託職員等賃金は2名分で406万1,000円でございます。

私立保育所保育対策事業は1,928万3,000円で、私立保育所の保育対策に要する経費でございます。

児童保育事業3億681万6,000円は、保育所児童保育の実施に要する経費で、町内の私立保育所7園に対して補助するものでございます。

67ページをご覧ください。

第3目・児童措置費は1億9,881万3,000円で、児童手当等の支給に要する経費でございます。

第4目・母子福祉費は6,288万9,000円でございます。

一人親家庭等医療費助成事業1,523万3,000円でございます。

子ども医療費助成事業4,765万6,000円は、昨年度から中学校卒業までの子どもの通院及び18歳到達年度末までの子どもの入院についても無料となるよう医療費助成範囲を拡大した金額を含んでおります。

第5目・へき地保育所費10万2,000円は、赤羽保育所の管理に要する経費でございます。

69ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに災害救助費969万6,000円は、災害援護資金償還に要する経費で、主なものとしては、災害援護資金利子補給金補助金が24万1,000円、県への償還金は922万9,000円でございます。

70ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1億8,743万6,000円でございます。

嘱託職員等賃金は3名分で652万8,000円でございます。

地域保健共通事業8,649万2,000円は、保健衛生全般に係る経費で、昨年に引き続き特別交付税を受け実施する公的病院等運営費補助金6,072万5,000円が含まれております。

71ページをご覧ください。

第2目・予防費は7,367万7,000円でございます。

予防接種事業は3,341万9,000円で、予防接種に要する経費でございますが、任意予防接種の接種費用の一部助成も行っております。

ガン検診事業は2,077万6,000円で、各種ガン検診等に要する経費でございます。

第3目・環境衛生費は5,410万1,000円でございます。

72ページをご覧ください。

火葬場及び霊柩車管理運営事業は3,412万1,000円で、主なものとしては、海山区の浄聖苑管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金でございます。

浄化槽設置整備事業は1,514万1,000円で、合併浄化槽設置整備事業費補助金などで、墓地管理事業は206万3,000円でございます。

第4目・環境保全費は65万6,000円でございます。

74ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は1億6,125万6,000円でございます。

嘱託職員等賃金は1名分で207万1,000円でございます。

第2目・塵芥処理費は4億3,152万6,000円でございます。

リサイクルセンター管理運営事業は3億2,641万円で、紀伊長島リサイクルセンター及び海山リサイクルセンターの施設管理費でございます。

2箇所の施設管理の主な経費としては、燃料費、光熱水費、修繕料などの需用費が2億4,611万6,000円、RDF引取り等事業委託料が4,860万7,000円、施設の保守点検委託料が1,631万5,000円などがございます。

ごみ収集処理事業は4,853万4,000円で、町内のごみ収集に要する経費でございます。主な経費は、ごみ収集運搬業務の委託料4,638万6,000円でございます。

資源ごみリサイクル促進事業は2,778万7,000円で、各地区に設置した資源ごみステーション

ョンに出された資源ごみの回収及び処理等に要する経費でございます。

75ページの環境衛生センター管理運営事業は1,523万6,000円で、環境衛生センターの管理運営に要する経費でございます。

不燃物処理施設管理事業は1,316万9,000円で、不燃物処理場の維持管理に要する経費でございます。

第3目・し尿処理費6,360万1,000円は、し尿処理場の管理運営に要する経費で、主な経費としては、燃料費、光熱水費、修繕料、医薬材料費などの需用費5,764万9,000円でございます。

77ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は5,157万4,000円で、繰出基準に基づく水道事業会計への繰出金でございます。

78ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は729万1,000円で、農業委員会等の運営に要する経費でございます。

第2目・農業総務費は5,225万6,000円でございます。

農政総合企画事業は1,420万5,000円で、農業の振興と総合企画に要する経費であり、主に、東紀州農業共済事務組合負担金1,045万6,000円でございます。

79ページの人・農地プラン事業840万円は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等を解消するため、新規就農者を支援していく事業でございます。

80ページをご覧ください。

第3目・農業振興費は27万1,000円でございます。

第5目・農地費は7,347万8,000円でございます。

土地改良施設維持管理適正化事業は1,629万4,000円で、船津川排水機場主エンジン分解整備工事947万2,000円及び中里排水機場主エンジンオーバーホール工事435万2,000円等が含まれております。

82ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は3,437万9,000円で、林業の総合的な企画、運営に関する経費でございます。

第2目・林業振興費は2,264万3,000円で、小規模で分散している森林をとりまとめて、一体的に効率的な林業生産活動などを行う集約化に必要な境界の確認、各種調査等の経費

について支援する森林整備地域活動支援交付金事業691万7,000円ほか、83ページのみえ森と緑の県民税市町交付金事業930万6,000円は、河川周辺森林立枯木整備事業や人家裏山林危険木伐採、集落周辺森林整備への補助をしようとするものでございます。

第3目・林業施設費4,010万3,000円は、県単林道改良事業2,389万円のほか、森林再生により農地や集落での鳥獣害を低減する野生鳥獣の生息環境創出事業762万6,000円等でございます。

第4目・町有林造成費は6,668万7,000円で、町有林の保育、管理等を実施する町有林造成事業に5,983万円等でございます。

84ページをご覧ください。

第5目・分収造林費は1,714万円でございます。

86ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は2,205万4,000円で、各団体等への負担金等の水産総合企画事業が192万2,000円のほか島勝漁村センター管理事業148万1,000円等でございます。

87ページをご覧ください。

第2目・水産業振興費2,355万1,000円は、漁業近代化利子補給金補助金、漁業協同組合施設修繕補助金等の漁業振興対策事業が811万9,000円、漁業経営構造の改善を目的とする産地水産業強化支援事業が812万4,000円などでございます。

第3目・漁港管理費は3億4,146万3,000円でございますが、漁港を維持管理する漁港管理事業が三浦漁港海岸浸食防止工事1,103万2,000円を含め2,335万7,000円、三浦漁港及び矢口漁港にかかる海岸保全施設整備事業は3億1,810万6,000円でございます。

89ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は5,690万5,000円で、うち嘱託職員等賃金は3名分で627万2,000円でございます。

第2目・商工業振興費は4,774万7,000円で、みえ熊野古道商工会への補助金である小規模経営改善普及事業費補助金1,162万円のほか、90ページをご覧ください、ふれあい広場マンドロ、道の駅マンボウ、道の駅海山及び地域振興施設運営の管理事業等でございます。

第3目・観光費は1億2,926万6,000円でございます。

観光活性化対策事業は2,068万5,000円で、きほく燈籠祭実行委員会、大白祭祭典委員会、紀北町観光協会など観光関係補助金等でございます。

温泉施設管理運営事業は2,805万9,000円で、古里温泉の管理運営に要する経費でございます。

91ページをご覧ください。

紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業2,818万4,000円は、キャンプinn海山の管理運営に要する経費で、指定管理料は2,602万4,000円でございます。

観光振興推進事業の高速道路延伸関連事業2,790万3,000円は、紀北町観光協会への委託事業2,327万2,000円のほか、三重FM放送及び三重テレビ放送へのPR番組の制作委託などに要する経費でございます。

92ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は1億1,250万1,000円で、嘱託職員等賃金は1名分で203万6,000円、土木事業推進及び管理関係事業のほか地籍調査事業等でございます。

94ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は704万6,000円でございます。

第2目・道路橋りょう維持費は5,590万8,000円で、嘱託職員等賃金は3名分で830万4,000円でございます。町道道路維持補修事業は1,093万8,000円で、町道の維持補修に要する経費でございます。

95ページの第3目・道路橋りょう新設改良費は1億6,033万7,000円で、町道道路改良事業の町単分1億2,750万円は、町道船付線道路整備事業のほか町単独の道路改良事業に要する経費でございます。

下排水路整備事業883万7,000円は下排水路の整備改修に、町道道路改良事業の舗装2,400万円は、町道の舗装工事に要する経費でございます。

96ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は822万円で、海岸環境清掃業務委託事業などに要する経費でございます。

第2目・河川施設費は1,800万円で、河川改修及び維持補修に要する経費でございます。

第3目・砂防費は2,135万円で、急傾斜地崩壊対策事業の負担金でございます。

97ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は1,349万8,000円で、港湾環境清掃業務委託事業が455万円、江ノ浦橋管理委託事業が811万7,000円などでございます。

第2目・港湾施設費の1,050万円は、平成25年度から5年間の予定で施工する江ノ浦大橋耐震化事業の負担金でございます。

98ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は1,376万円でございます。

第2目・公園費は130万8,000円で、都市公園の管理に係る経費でございます。

第4目・高速道路関連費は14万円でございます。

99ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は2,534万9,000円でございます。

町営住宅の維持管理にかかる町営住宅管理事業1,491万8,000円には、小松原みどり団地フェンス改修工事、小山団地政策空家解体工事等でございます。

100ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目が常備消防費は5億8,088万7,000円で、三重紀北消防組合負担金でございます。

第2目・非常備消防費は3,897万4,000円でございます。

消防団出動事業の900万円は、出動時等の報酬でございます。

消防団員活動事業の2,566万5,000円は、消防団員の報酬、報償費、退職報償金の掛金などに要する経費でございます。

第3目・消防施設費は2,397万2,000円でございます。

消防機械器具整備管理事業は1,000万1,000円で、消防団車両、小型動力ポンプ、消防水利の維持管理に要する経費でございます。

101ページの消防施設・機械器具整備事業1,302万9,000円は、消防団の小型動力ポンプ付積載車などの購入に要する経費でございます。

第4目・水防費は740万8,000円で、河川海岸水防対策事業に要する経費でございます。

第5目・災害対策費は1億6,052万5,000円でございます。

災害対策事業の1,605万4,000円は、非常用備蓄品の購入や防災対策機器、施設の維持管理等、災害対策に要する経費でございます。

防災行政無線管理事業の1,258万7,000円は、紀北町及び三重県防災行政無線の維持管理、全国瞬時警報システムに要する経費でございます。

自主防災組織対策事業501万円は、自主防災会倉庫を町内4箇所に設置する経費として140万円、昨年度に引き続き交付する自主防災会活動補助金が350万円等でございます。

102ページの地震・津波災害避難路等整備事業の1億1,340万円は、地震・津波避難路の整備と維持管理に要する経費でございますが、中州地区津波避難タワー建設事業9,500万円ほか、各地区の避難路整備工事が含まれております。

103ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第1目・教育委員会費は68万円で、教育委員会の運営に要する経費でございます。

第2目・事務局費は7,795万円でございます。

主に、嘱託職員等賃金5名分の1,006万4,000円、教育委員会事務局運営事業226万3,000円のほか、児童生徒を送迎するスクールバス運行事業873万円等でございます。

104ページをご覧ください。

第3目・教育振興費は281万9,000円で、紀北教育研究所運営事業補助金など教育の振興に関する各種補助金でございます。

第4目・奨学費は621万8,000円で、奨学金貸与事業に要する経費でございます。

105ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は2億573万5,000円でございます。

嘱託職員等賃金は11名分で2,165万7,000円でございます。

小学校管理運営事業費は5,283万9,000円で、小学校11校分の維持管理に要する経費でございます。

特別支援学級児童介助教員設置事業は2,123万6,000円で、介助教員の配置に要する経費でございます。

小学校校舎等施設営繕事業は7,828万8,000円で、主に小学校校舎の修繕、改修等に要する経費でございます。

A L T事業は980万2,000円で、外国語指導助手による児童生徒の英語学習に要する経費でございます。

106ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,672万3,000円でございます。

小学校教育活動振興助成事業は1,528万2,000円で、小学校教育振興経費、校医報酬、児童・教員健康診断などに要する経費でございます。

要保護及び準要保護児童の就学援助事業は764万3,000円で、学用品費、給食費など対象児童に対して就学援助を行うものでございます。

107ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は8,032万3,000円でございます。

嘱託職員等賃金は4名分で798万1,000円でございます。

中学校管理運営事業は4,172万2,000円で、中学校4校分の維持管理に要する経費でございます。

特別支援学級生徒介助教員設置事業は729万1,000円で、介助教員の配置に要する経費でございます。

中学校校舎等施設営繕事業は1,555万5,000円で、主に中学校校舎の修繕、改修等に要する経費でございます。

108ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,360万円でございます。

中学校教育活動振興助成事業は1,396万4,000円で、中学校4校の教育振興経費、校医報酬、生徒・教員健康診断などに要する経費でございます。

要保護及び準要保護生徒就学援助事業は837万2,000円で、給食費、通学費など対象生徒に対して様々な就学援助を行うものでございます。

109ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は5,224万1,000円でございます。

嘱託職員等賃金は3名分で626万7,000円でございます。

幼稚園管理運営事業は1,245万1,000円で、主に幼稚園2園の管理運営に要する経費でございます。

111ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は1億4,596万円でございます。

嘱託職員等賃金は15名分で3,018万3,000円でございます。

文化振興事業は398万7,000円、若者センター管理事業は564万6,000円でございます。

放課後子ども教室推進事業は330万6,000円で、両区に設置しております「いきいき子ども学園」に要する経費でございます。

112ページをご覧ください。

社会教育施設整備事業は4,847万1,000円で紀伊長島図書室、郷土資料館移転設計業務及び改修工事でございます。

第2目・公民館費は3,041万6,000円でございます。

紀伊長島区公民館管理運営事業1,546万3,000円は、東長島公民館など公民館7館の管理運営に要する経費でございます。

海山区公民館管理運営事業1,495万3,000円は、海山公民館など公民館5館の管理運営に要する経費でございます。

113ページの第3目・郷土資料館費は692万9,000円で、郷土資料館2館の管理運営に要する経費でございます。

114ページをご覧ください。

第4目・文化財調査費は959万8,000円でございます。

特別天然記念物カモシカ食害対策事業の600万円のほか、熊野古道関係事業290万1,000円は、熊野古道ウォーキングや古道の保全に要する経費などでございます。

116ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費783万6,000円のうち、スポーツ交流推進事業407万3,000円は、スポーツの振興と交流をより推進するための経費でございます。

第2目・給食施設費は1億2,835万5,000円でございます。

学校給食センター管理運営事業4,958万5,000円は、海山区の小中学校・幼稚園の給食に要する経費で、給食施設管理運営事業5,393万1,000円は、紀伊長島区の小中学校・幼稚園の給食に要する経費でございます。

118ページをご覧ください。

第3目・体育施設費4,815万7,000円は、体育館及びグラウンドなどの管理運営に要する経費で、このうち、社会体育施設整備事業3,048万5,000円は、相賀本地地区への屋内温水プールを備えた健康増進施設建設に係るものでございます。

119ページをご覧ください。

第11款・第1項ともに公債費、第1目・元金は12億9,087万円で長期債償還元金でございます。

第2目・利子は1億1,951万5,000円で、長期債償還利子及び一時借入金利子でございます。

120ページの第14款、第1項、第1目ともに予備費は1,000万円でございます。

121ページから124ページまでは、債務負担行為に関する調書でございます。

125ページと126ページは、地方債現在高の見込に関する調書でございますが、126ページの合計の欄をご覧ください。

地方債残高は、前々年度末現在高の欄の平成25年度末では121億260万4,000円で、前年度末現在高欄の平成26年度末見込みでは122億8,745万9,000円となっております。

平成27年度中の起債借入見込額が11億4,950万円で、償還見込額が13億9万4,000円でございますので、平成27年度末では121億3,686万5,000円となる見込みでございます。

次の127ページ以降は、給与費明細書となっておりますが、まず、127ページの特別職の表をご覧ください。

町長、副町長の給料月額は、それぞれ72万円、57万円で、年間所要額は、給料1,548万円、期末手当560万6,000円、共済費374万6,000円となっており、合計2,483万2,000円でございます。

町議会議員は16人で報酬4,027万2,000円、期末手当1,235万1,000円、共済費2,470万1,000円となっており、合計7,732万4,000円でございます。

その他の特別職は、教育委員、選挙管理委員などの委員と消防団員等1,154人の報酬5,199万円でございます。

128ページをご覧ください。

一般職の職員数は、177人で前年度と比較しまして、4人の減数でございます。

給料は6億5,829万2,000円、職員手当3億3,946万1,000円、給与費の合計は9億9,775万3,000円でございます。共済費は2億1,995万3,000円で、合計12億1,770万6,000円でございます。

前年度と比較いたしますと292万円の減額となりますが、その主な要因としましては、退職した職員と新規採用職員との給与の差などによるものでございます。

以上で平成27年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

---

## 日程第40・41

### 太田哲生副議長

次に、議案第34号、35号についての内容説明を求めます。

脇住民課長。

### 脇俊明住民課長

それでは、議案第34号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度 紀北町国民健康保険事業特別会計予算

平成27年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億8,943万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書の8ページをご覧ください。

第1款・国民健康保険料、第1項・国民健康保険料、第1目の一般被保険者国民健康保険料3億7,709万6,000円、第2目の退職被保険者等国民健康保険料3,448万9,000円をそれぞれ計上しております。

料率につきましては、平成26年度と変わりなく据え置いてございます。

10ページをご覧ください。

第3款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第1目・総務手数料1,000円は、保険料納付証明等の手数料で、第2目・督促手数料2万円は、保険料督促にかかる手数料でございます。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目の療養給付費等負担金は、医療費に

対する国の負担金 5 億38万9,000円でございます。

第 2 目の高額医療費共同事業負担金につきましては、レセプト 1 件80万円を超えるものにつきまして、県下の市町の財政安定を図るため、国保連合会において共同事業を行っておりますが、この拠出見込額に対する国の負担金1,801万2,000円でございます。

第 3 目の特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査に係る国の基準単価による負担金431万6,000円でございます。

11ページをご覧ください。

第 4 款・国庫支出金、第 2 項・国庫補助金、第 1 目の財政調整交付金につきましては、普通調整交付金 1 億4,145万3,000円、特別調整交付金824万4,000円、合わせまして 1 億4,969万7,000円でございます。第 5 目の社会保障・税番号制度システム補助金につきましては、国民健康保険システム改修費分147万3,000円でございます。

第 5 款、第 1 項、第 1 目ともに、療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金 1 億8,445万8,000円でございます。

12ページをご覧ください。

第 6 款、第 1 項、第 1 目ともに、前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金 8 億361万4,000円でございます。

第 7 款・県支出金、第 1 項・県負担金、第 1 目の高額医療費共同事業負担金につきましては、国の負担金と同様に国保連合会の共同事業で、拠出する額に対する県の負担金1,801万2,000円でございます。

第 2 目・特定健康診査等負担金も国の負担と同様、基準単価による負担金431万6,000円でございます。

第 7 款・県支出金、第 2 項・県補助金、第 2 目の県財政調整交付金につきましては、地域普通調整交付金として7,042万9,000円。13ページをご覧ください。地域特別調整交付金として5,107万7,000円、合計 1 億2,150万6,000円でございます。

第 8 款、第 1 項ともに共同事業交付金の第 1 目・高額医療費共同事業交付金につきましては、レセプト 1 件80万円を超える高額医療費に係る国保連合会からの交付金7,925万6,000円でございます。

第 2 目・保険財政共同安定化事業交付金につきましては、5 億6,735万7,000円を計上し

ておりますが、レセプト1件80万円以下の医療費に係る支払いに対して、財政の安定化を図るため県下の市町が共同して国保連合会において行う事業で、拠出金を出し合っこれを原資にして、支払いの状況に応じて各市町に交付されるものでございます。

14ページをご覧ください。

第9款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金積立金利子1,000円でございます。

第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金につきましては、1億6,658万1,000円でございますが、一般会計からの法定分の繰入でございます。これは保険基盤安定繰入金で保険料軽減分に係るもの、職員給与費分等を繰入れるものでございます。

15ページをご覧ください。

第10款・繰入金、第2項、第1目ともに、積立基金繰入金につきましては、4,773万8,000円でございますが、財政調整のため財政調整基金から一部繰り入れて歳入に充てるものでございます。

第11款、第1項、第1目ともに、繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万円でございますが、平成26年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

16ページをご覧ください。

第12款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目・延滞金2,000円につきましては、一般被保険者等延滞金1,000円と、退職被保険者等延滞金1,000円でございます。

第4項・雑入、第3目の一般被保険者第三者納付金100万円、17ページをご覧ください。第4目・退職被保険者等第三者納付金10万円は、それぞれ交通事故に対する損害賠償金に係る納付金でございます。

第5目・一般被保険者返納金、第6目・退職被保険者等返納金につきましては、診療報酬返納金として、それぞれ1,000円計上してございます。

第7目・雑入では、療養費等の支給に係る国負担分1,000円でございます。

次に歳出を説明させていただきますので、18ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、3,801万6,000円でございますが、職員人件費として4名分の給料等2,491万3,000円、嘱託職員等賃金は事務補助員1名分の賃金197万1,000円、一般事務事業では1,113万2,000円でございますが、主なものは、社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修費626万4,000円、

そのほかは、被保険者証の郵送料や国保連合会での共同処理電算事務手数料等でございます。

19ページをご覧ください。

第2目・連合会負担金につきましては、三重県国民健康保険団体連合会負担金102万7,000円でございますが、国保連合会審査事務処理にかかる一般負担金や保健事業に係る負担金等でございます。

20ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、保険料賦課徴収事業686万6,000円でございますが、保険料を徴収する相談員の賃金、保険料決定通知書の郵送料、口座振替手数料などがございます。

21ページをご覧ください。

第1款・総務費、第3項・運営協議会費、第1目の運営協議会費につきましては、22万5,000円でございますが、国民健康保険運営協議会運営事業の3回分の委員報酬でございます。

22ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては、交通事故に係る第三者行為分100万円を含め15億8,582万4,000円でございます。

第2目の退職被保険者等療養給付費につきましても、第三者行為分10万円を含め1億2,012万円でございます。

第3目の一般被保険者療養費につきましては、一般被保険者の療養費としまして1,531万8,000円、第4目の退職被保険者等療養費につきましても、退職被保険者等の療養費79万2,000円でございます。

第5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料491万円でございますが、国保連合会への診療報酬審査手数料などがございます。

23ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項・高額療養費、第1目の一般被保険者高額療養費2億3,277万9,000円、第2目の退職被保険者等高額療養費2,592万2,000円につきましては、医療費が高額になった場合に一部負担給付をするものでございます。

第3目の一般被保険者高額介護合算療養費として50万円、第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費10万円でございますが、医療保険分と介護保険分に係る自己負担額を合算

しまして、決められた限度額を超えた場合に、その超えた分に相当する額を助成するもの  
でございます。

24ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第4項・出産育児諸費、第1目の出産育児一時金840万円は、20件  
分を見込んだものでございます。

第2目の支払手数料につきましては、出産育児一時金を医療機関に三重県国民健康保険  
連合会を通して直接払いをするための経費5,000円でございます。

25ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費250万円は、50件分を見込んだ  
ものでございます。

26ページをご覧ください。

第3款及び第1項ともに後期高齢者支援金等、第1目の後期高齢者支援金につきましては  
は、2億8,660万5,000円でございますが、75歳以上の後期高齢者の医療給付にあてるため、  
社会保険診療報酬支払基金に支出するものでございます。

第2目の後期高齢者関係事務費拠出金2万4,000円につきましても同様に、事務費として  
支出するものでございます。

27ページをご覧ください。

第4款及び第1項ともに前期高齢者納付金等、第1目の前期高齢者納付金につきましては  
は、24万3,000円でございますが、65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費を社会保険診療  
報酬支払基金へ納付するための納付金でございます。

第2目の前期高齢者関係事務費拠出金2万1,000円につきましても、社会保険診療報酬支  
払基金に事務費として拠出するものでございます。

28ページをご覧ください。

第5款及び第1項ともに老人保健拠出金、第1目の老人保健医療費拠出金28万5,000円で  
ございますが、老人保健医療の対象者に対する療養給付費の拠出金で、社会保険診療報酬  
支払基金へ拠出するものでございます。

第2目の老人保健事務費拠出金1万9,000円も、社会保険診療報酬支払基金に事務費とし  
て拠出するものでございます。

29ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに介護納付金は、1億2,971万1,000円でございますが、介

護保険の第2号被保険者に係る割り当てられた保険料を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

30ページをご覧ください。

第7款及び第1項ともに共同事業拠出金、第1目の高額医療費共同事業医療費拠出金7,205万2,000円でございますが、レセプト1件80万円を超える高額医療費の支払いのための共同事業で、三重県国民健康保険団体連合会から割り当てられた額を拠出するものでございます。

第3目・その他共同事業事務費拠出金1,000円は、三重県国民健康保険団体連合会に対して退職被保険者の資格の割り出しを行うための経費を拠出するものでございます。

第4目・保険財政共同安定化事業拠出金5億1,578万円でございますが、財政運営の安定化を図るための共同事業で、割り当てられた額を三重県国民健康保険団体連合会へ拠出するものでございます。

31ページをご覧ください。

第8款・保健事業費、第1項・特定健康審査等事業費、第1目・特定健康診査等事業費につきましては40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための健診等に係る電算事務委託料、健診委託料などの経費2,345万3,000円でございます。

32ページをご覧ください。

第8款及び第2項・保健事業費、第1目の保健衛生普及費599万5,000円は、国民健康保険保健事業として医療費通知に係る経費、脳ドック検診委託料などの経費でございます。

33ページをご覧ください。

第9款及び第1項ともに基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円につきましては、財政調整基金の積立利息でございます。

34ページをご覧ください。

第10款及び第1項ともに公債費、第1目の利子24万3,000円につきましては、一時借入金利子でございます。

35ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第1項・償還金、第1目の一般被保険者保険料還付金の150万円、第2目・退職被保険者等保険料還付金20万円は、いずれも保険料の過誤納付に対する還付金でございます。

36ページをご覧ください。

第13款、第1項、第1目ともに予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円でございます。

以上で、議案第34号 平成27年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 太田哲生副議長

ちょっと中断してください。ここで時間の延長をいたしますので、ご了承ください。

続けてください。

### 脇俊明住民課長

続きまして、議案第35号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度 紀北町後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、5億3,574万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます

ますので、予算書の6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料9,668万5,000円と、第2目の普通徴収保険料4,623万5,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の算出に基づいております。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料は、保険料督促に係る手数料1,000円でございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金につきましては、3億804万3,000円でございますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページをご覧ください。

第2目・保険基盤安定繰入金8,427万5,000円につきましては、保険料軽減分に係る繰入金でございます。

第6款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目の延滞金につきましては、1,000円計上してございます。

第2項・償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金50万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に、過誤が生じた際の還付金でございます。

次に、歳出につきまして、8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目の一般管理費1,376万8,000円につきましては、職員人件費として職員1名823万1,000円、一般事務事業につきましては553万7,000円でございますが、主なものとしましては、社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修費540万円のほか、事務費等でございます。

9ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目の徴収費63万1,000円につきましては、保険料徴収事業として普通徴収に係る保険料を徴収するための経費でございます。

10ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金5億2,084万1,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の運営経費を見込んだものでございます。

11ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金50万円

につきましては、過年度分の保険料の過誤納等に係る被保険者への還付金として歳入と同額でございます。

以上で議案第 35 号 平成 27 年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

---

#### **太田哲生副議長**

ここで、暫時、休憩いたします。5時10分までといたします。

(午後 4時 52分)

---

#### **太田哲生副議長**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午後 5時 10分)

---

### **日程第42**

#### **太田哲生副議長**

次に、議案第36号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

#### **大谷眞吾福祉保健課長**

それでは、議案第36号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

平成27年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,695万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は3,600万円と定める。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入予算からご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入は1億6,061万円であります。第1目・居宅介護サービス費収入601万6,000円は、第1節・短期入所生活介護費収入であり、居宅介護サービス費の保険者収入が476万2,000円、利用者収入が125万4,000円であります。

第2目・施設介護サービス費収入は1億5,459万4,000円でありまして、第1節・施設介護サービス費収入の施設介護サービス費の保険者収入1億3,243万5,000円、利用者収入が2,215万9,000円であります。

第4款・寄附金、第1項・寄附金、第1目・老人ホーム寄附金は1,000円でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は479万7,000円でございます。

第6款・繰越金、第1項・繰越金、第1目・繰越金は、歳計剰余金の1,000円でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第7款・諸収入、第1項・受託事業収入、第1目・介護サービス事業受託事業収入につきましては、要介護認定調査受託事業収入の1,000円であります。

第2項・雑入、第1目・雑入につきましては31万9,000円でありまして、嘱託職員等雇用保険料、介護実習受入手数料、自動販売機設置手数料、選挙にかかる不在者投票事務経費でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は122万7,000円でありまして、

紀北広域連合からの低所得者の利用者軽減措置負担金の補助金収入であります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は1億6,298万5,000円であります。内容につきましては、職員人件費が正職員11名分で7,692万8,000円であります。嘱託職員等賃金につきましては19名分で4,878万5,000円であります。

次に、老人ホーム管理運営事業は3,704万7,000円でありまして、管理運営費の主なものといたしましては、嘱託医報酬ほか372万3,000円、消耗品費、光熱水費、賄材料費などの需用費が2,724万1,000円、事業委託料、保守点検、検査等委託料が212万7,000円、寝具借上料などの使用料及び賃借料が177万9,000円。厨房用冷凍庫などの備品購入費が113万円などがございます。

利用者育成事業といたしまして、夏祭り、クリスマス会等にかかる需用費、扶助費等の経費22万5,000円でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は392万7,000円で、短期入所生活介護にかかる経費でございます。

続きまして、14ページをお願いします。

第4款・公債費、第1項・公債費、第1目・利子につきましては、一時借入金の利子4万4,000円でございます。

以上で、議案第36号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

---

## 日程第43

### 太田哲生副議長

次に、議案第37号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

### 久保健作水道課長

それでは、議案第37号について、ご説明させていただきます。

議案第37号 平成27年度紀北町水道事業会計予算書をお願いいたします。

1 ページをお願いします。

平成27年度紀北町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 9,223戸
- (2) 年間総給水量 236万2,654立法メートル
- (3) 一日平均給水量 6,455立法メートル
- (4) 主な建設改良事業

赤羽川左岸配水管布設替工事	1,500万円
海野小池地区配水管布施替工事	5,000万円
紅ヶ平浄水場監視制御設備更新工事	2,601万2,000円
三浦浄水場設備更新事業実施設計業務	1,300万円
三浦地区配水管布設替工事(第4工区)	2,939万8,000円
中桐地区配水管布設替工事(第2工区)	1,886万7,000円
矢口浦地区配水管布設替工事(第2工区)	1,022万4,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	第1款 水道事業収益	2億9,305万4,000円
	第1項 営業収益	2億5,534万8,000円
	第2項 営業外収益	3,770万6,000円
	第2款 簡易水道事業収益	1億5,192万4,000円
	第1項 営業収益	1億 149万6,000円
	第2項 営業外収益	5,042万8,000円
支出	第1款 水道事業費用	2億9,840万8,000円
	第1項 営業費用	2億7,694万5,000円
	第2項 営業外費用	2,141万円
	第3項 特別損失	5万3,000円

第2款 簡易水道事業費用	1億3,225万1,000円
第1項 営業費用	1億1,567万3,000円
第2項 営業外費用	1,653万1,000円
第3項 特別損失	4万7,000円

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,175万1,000円は、当年度消費税資本的収支調整額1,297万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,637万5,000円、減債積立金706万1,000円、建設改良積立金8,534万2,000円で補てんするものとする。)

収入	第1款 資本的収入	1億1,449万3,000円
	第1項 負担金	560万円
	第2項 補助金	4,079万3,000円
	第3項 企業債	6,810万円
支出	第1款 資本的支出	3億4,624万4,000円
	第1項 建設改良費	2億2,162万3,000円
	第2項 企業債償還金	1億2,462万1,000円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道事業債、限度額3,410万円、過疎対策事業債、限度額3,400万円、計6,810万円。

起債の方法、証書借入、利率、償還の方法につきましては、記載されたとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は7,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,118万円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,157万4,000円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、730万円と定める。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、31ページからお願いいたします。

平成27年度紀北町水道事業会計予算実施計画説明書

収益的収入及び支出でございます。

まず、収入ですが、第1款 水道事業収益2億9,305万4,000円で、前年度予定額に対し963万7,000円減額しております。

第1項・営業収益2億5,534万8,000円。

第1目・給水収益は、2億5,135万3,000円で、上水道の料金収入でございます。

第2目・その他の営業収益は399万5,000円で、主なものとしましては、銚子川の伏流水によるボトルウォーター3万3,288本の売却収益226万5,000円でございます。

第2項・営業外収益3,770万6,000円でございます。

第1目・受取利息及び配当額金は1万3,000円、第2目・補助金は229万4,000円でございます。

32ページをお願いいたします。

第3項・長期前受金戻入は3,528万6,000円でございます。

第4項・雑収益は11万3,000円でございます。主なものとしましては、土地貸付料11万2,000円でございます。

33ページをお願いいたします。

第2款・簡易水道事業収益は1億5,192万4,000円で、前年度予定額に対しまして779万3,000円の増額でございます。

第1項・営業収益1億149万6,000円

第1目・給水収益は1億115万5,000円であります。これは、簡易水道の料金収入でございます。

第2目・その他の営業収益は34万1,000円でございます。

第2項・営業外収益5,042万8,000円でございます。

第1目・補助金は848万7,000円で、簡易水道企業債償還利子に係る一般会計からの補助金でございます。

第2目・長期前受金戻入は4,194万1,000円でございます。

34ページをお願いします。

第1款・水道事業費用は2億9,840万8,000円で、前年度予定額に対して2億152万2,000円減額しております。これは、事業的に縮小したものではありません。平成26年度は制度改正によって退職給付費や賞与積立金などの新たに創設した勘定科目で、大きく積み立てしておりますが、平成27年度においては年額の調整額のみ積立となっているため、平成26年度当初予定額より減額となっております。

第1項・営業費用2億7,694万5,000円、第1目・原水及び浄水費の3,147万5,000円は、上水道の原水及び浄水設備の維持管理費にかかる費用を計上しております。主なものとしましては、動力費2,333万6,000円で水源地の電気代等でございます。

第2目・配水及び給水費934万7,000円、これは上水道の配水池及び給水管の維持管理に要する費用でございます。主なものとしましては、修繕費358万円、給・配水管等支障移転費、また水道管漏水事故等の費用等でございます。

35ページをお願いします。

第3目・総係費は1億81万6,000円でございます。上水道の水道料金の調定、収納事務ほか、事業活動全般に関する経費を計上しております。主なものとしましては、水道水源保護審議会の委員報酬22万円、給料・手当ほか職員10名分の給与費等でございます。

36ページをお願いします。

委託料1,072万2,000円は水道料金システム、検針・集金業務、水道料金、コンビニエンスストア収納対応業務にかかる費用等でございます。この点につきましては、建設改良費でご説明申し上げます。

37ページをお願いします。

第4目・減価償却費 1億2,738万3,000円でございます。

第5目・資産減耗費は514万8,000円でございます。

第6目・その他の営業費用は 277万6,000円は、主なものとしまして、ボトルウォーターの製造原価等でございます。

38ページをお願いいたします。

第2項・営業外費用 2,141万円は、第1目・支払利息及び企業債取扱諸費1,580万9,000円等でございます。

第2目・消費税及び地方消費税560万円の予定納付を計上しております。

39ページをお願いします。

第2款・簡易水道事業費用 1億3,225万1,000円で、前年度予定額に対しまして2,927万8,000円の減額でございます。

第1項・営業費用は 1億1,567万3,000円でございます。

第1目・原水及び浄水費は2,363万6,000円で、主なものとしましては委託料705万円等でございます。

第2目・配水及び給水費は 808万8,000円で、主なものとしましては、修繕料518万6,000円等でございます。

40ページをお願いします。

第3目・総係費1,278万3,000円で職員 1名分の給料・手当ほか委託料239万9,000円は電算システム等と、また新たにコンビニエンスストア収納対応業務でございます。この点につきましても、建設改良費のところでご説明いたします。

41ページをお願いします。

第4目・減価償却費 6,783万8,000円でございます。

第5目・資産減耗費 323万3,000円でございます。

第6目・その他営業費用 9万5,000円は、給水装置工事用材料売却原価でございます。

第2項・営業外費用は1,653万1,000円で、第1目・支払利息及び企業債取扱諸費で、簡易水道企業債にかかる利子償還金でございます。

第3項・特別損失 4万7,000円は、過年度過誤納還付金等でございます。

42ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入からでございます。

第1款・資本的収入1億1,449万3,000円で前年度予定額に対しまして、2,327万3,000円の減額でございます。

第1項、第1目・負担金560万円は、消火栓設置工事負担金でございます。

第2項・補助金、第1項・補助金4,079万3,000円は、一般会計補助金で企業債償還元金補助金でございます。

第3項・企業債、第1目・企業債6,810万円は、簡易水道事業債3,490万円、過疎対策事業債3,400万円で建設改良工事に伴う借り入れでございます。

43ページをお願いします。

資本的支出、3億4,624万4,000円で、前年度予定額に対しまして、2,662万2,000円の減額でございます。

第1項・建設改良費2億2,162万3,000円で、第1目・上水道改良費8,262万円で、主なものとしましては委託料762万円と工事請負費7,500万円でございます。この委託料の中で、新たに予算計上しました水道料金システムコンビニエンスストア収納対応改修委託業務につきまして、ご説明いたします。

水道事業の運営は、独立採算制でございますので、安心・安全な水の提供を維持していく上では、料金収入が大きな財源となっております。このため口座振替へのご理解や自主納付の方には納期内の支払い等、ご理解を求めているところです。自主納付されているご家庭によりましては、仕事等で金融機関をはじめ町の支払い窓口や水道課の営業時間では支払いができないという意見をよく伺います。このことから夜間や休日等、支払いされる方の利便性を図るため窓口の拡充を考える次第です。

収納窓口としては、紀北町内の大型スーパーや薬局の各1社、コンビニエンスストアが可能となります。どうかそういったところで収納業務のほうを努力してまいりますので、導入につきましてのご理解をお願い申し上げます。

続きまして、工事請負費は7,500万円で、議案第32号で減額いたしました赤羽川左岸配水管布設替工事1,500万円で、三重県との協議の結果、27年度の予算として計上いたしました。また漏水が多発している地区の海野小池地区配水管布設替工事5,000万円等を計画してございます。

第2目・固定資産購入費6,751万4,000円でございます。機械及装置購入費6,161万7,000円で主なものとしては、紅ヶ平浄水場監視制御設備更新工事2,601万2,000円等でございます。

44ページをお願いいたします。

第3目・簡易水道改良費は7,148万円でございます。

委託料300万円、工事請負費6,848万9,000円で、主なものとしましては、三浦地区配水管布設替工事（第4工区）2,939万8,000円、矢口浦地区配水管布設替工事（第2工区）1,022万4,000円等でございます。

第2項・企業債償還金、第1目・企業債償還金は1億2,462万1,000円でございます。

以上で、議案第37号 平成27年度水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

### **太田哲生副議長**

訂正がありますので、よろしくをお願いいたします。

発言の訂正をいたします。

### **久保健作水道課長**

先ほど読み上げました予算書の中で、まず35ページでございますが、修繕費を間違っ読み上げましたので385万円でございます。修繕料、35ページでございます。

それから、42ページの3項・企業債、第1目のところで、簡易水道事業債の内訳のところですが、先ほど3,410万でございます。ちょっと違った読み方をいたしましたので、訂正いたします。3,410万ということで、よろしく申し上げます。

それから、もう1点ですが、44ページの第3目・簡易水道改良費、本年度予定額につきまして、7,148万9,000円が正確な数字でございます。先ほど違った数字を読みまして大変申し訳ありませんでした。

以上でございます。

### **太田哲生副議長**

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

---

### **太田哲生副議長**

町長から追加議案が提出されておりますので、追加議事日程配付のため、この場で暫時休憩いたします。

（午後 5時 42分）

---

**太田哲生副議長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 5時 43分)

---

**追加日程第 1****太田哲生副議長**

この件を追加し、別紙議事日程のとおり追加日程とし直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**太田哲生副議長**

異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、別紙議事日程のとおり直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第38号 紀北町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

まず提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

本議会定例会に追加上程いたしました補正予算案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第38号 平成26年度紀北町一般会計補正予算(第7号)ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,438万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億8,890万6,000円としたいので、議会の議決を求めます。

議案につきまして、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、財政課長に説明をいたさせます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

**太田哲生副議長**

続きまして、内容説明を求めます。

井谷財政課長。

## 井谷哲財政課長

それでは、議案第38号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の内容について、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度 紀北町一般会計補正予算（第7号）

平成26年度紀北町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,438万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億8,890万6,000円とする。

第2項・歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

平成27年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

4ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業など合計2件8,928万7,000円を平成27年度に繰越しようとするものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は4,297万8,000円を増額し7,837万円とするものでございます。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型は紀北町人口ビジョン策定事業ほか5事業に充当するものでございます。

第5目・商工費補助金は4,141万1,000円を増額するものでございます。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起・生活支援型はプレミアム付商品券発行事業に充当するものでございます。

次に、歳出予算について、ご説明いたします。

8ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第5目・財産管理費は、489万8,000円を減額し、

5億5,825万5,000円とするものでございますが、国の平成26年度補正予算（第1号）の成立に基づく地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型、地域消費喚起生活支援型の事業を実施するにあたり、交付金対象外費用について財政調整基金を減額し、財政措置を行うものでございます。

第14目・地方創生費4,628万7,000円の増額は、国のまち・ひと・しごと創生に向けた総合戦略を先行的に実施するため、しごととひとの好循環の確立を目的に、紀北町人口ビジョン策定事業ほか5事業を行うものでございます。

9ページをご覧ください。

第6款及び第1項に商工費、第2目・商工業振興費は4,300万円を増額し8,574万6,000円とするものでございます。こちらにつきましては、地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援を推進するための事業で、プレミアム付き商品券発行にかかる一連の事業補助でございます。

以上で、平成26年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

#### **太田哲生副議長**

以上で、提案説明並びに内容を説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のありました各議案に対する質疑については、第2日、3月4日の本会議で行うことにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### **太田哲生副議長**

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月4日水曜日の本会議で行うことに決定しました。

---

#### **太田哲生副議長**

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお一般質問通告書の締切は、4日の午後1時までであります。締切時間については、十分注意していただき、できるだけ早めにご提出くださるようお願いいたします。

---

**太田哲生副議長**

本日はこれで散会いたします。

(午後 5時 50分)

---

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 6 月 9 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会副議長 太田哲生

紀北町議会議員 大西瑞香

紀北町議会議員 原 隆伸